

電気料金値上げ認可の概要について

平成26年4月
中部電力株式会社

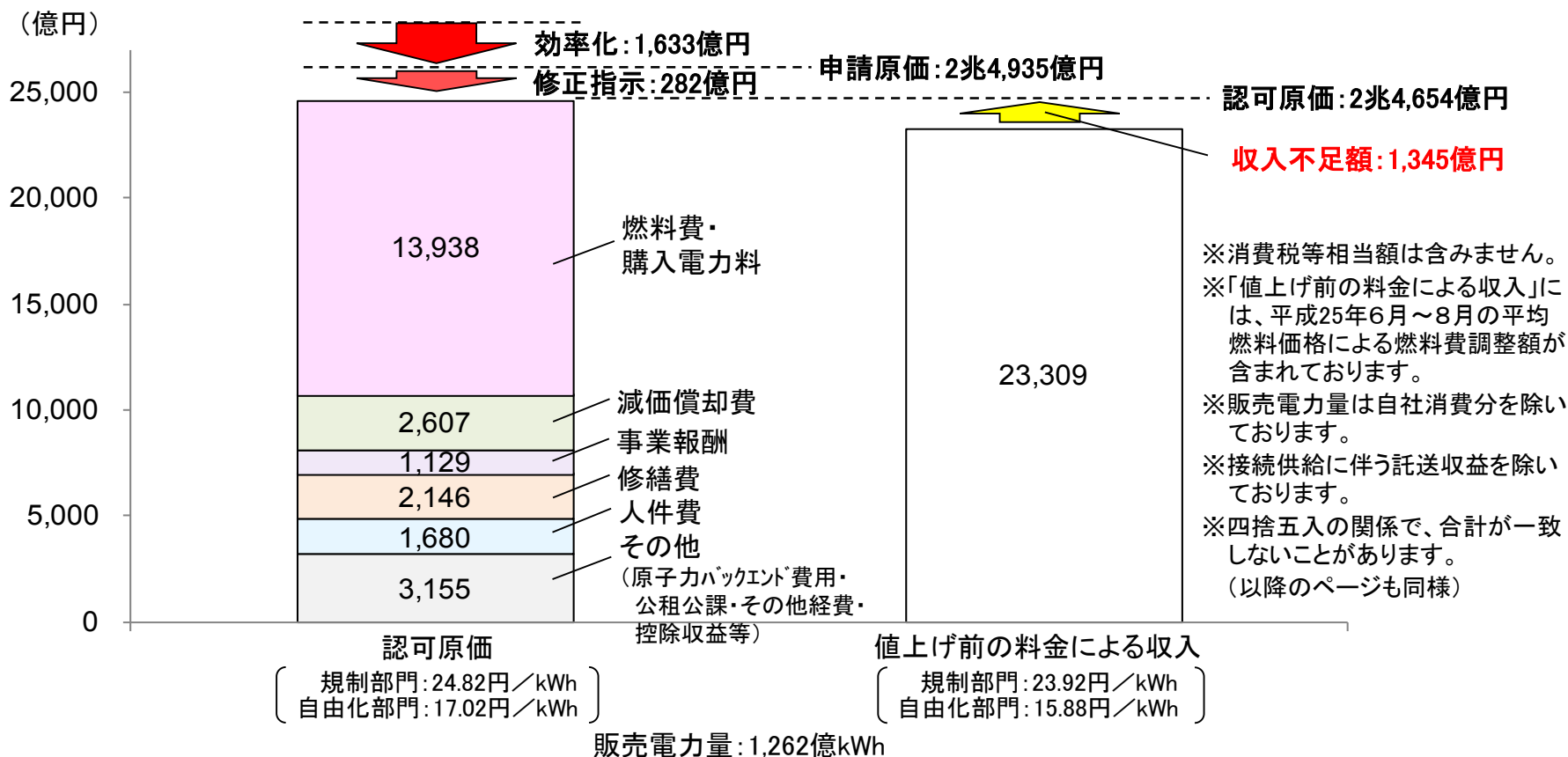
資料目次

1. 電気料金値上げ認可の概要		P2	7. 認可原価および収入(規制部門)		P24
2. 認可原価の概要(申請原価との比較および前提諸元)		P3	8. 規制部門の電気料金の変更時期について		P25
3. 申請原価の補正概要		P4~6	9. 規制部門の料金		P26~29
4. 認可原価の概要(前回改定時との比較)		P7	・ご家庭向け電気料金設定の考え方		P26
【参考】前提諸元と発受電電力量の概要		P8	・ピークシフト電灯の設定		P27
【参考】認可原価に反映した経営効率化		P9	・選択約款の変更		P28
5. 認可原価の内訳		P10~22	【参考】主な選択約款(時間帯別電灯・低圧 季節別時間帯別電力)		P29
・人件費		P10	10. 認可原価および収入(自由化部門)		P30
・燃料費、購入・販売電力料		P11	11. 自由化部門の料金(値上げ内容の見直し)		P31
・修繕費		P12	12. 料金のお支払い制度の変更		P32
・減価償却費		P13	13. 燃料費調整の前提諸元		P33~34
【参考】設備投資額の推移		P14	14. 平成26年5月分の燃料費調整単価		P35
・事業報酬		P15	15. 主なご契約メニューのお支払い額		P36
【参考】事業報酬の算定方法		P16~18	【参考】従量電灯B(30A・300kWh／月)の お支払い額について		P37
・公租公課		P19	16. 従量電灯Bのお支払い額		P38
・原子力バックエンド費用		P20	【参考】お客さまへのご説明について(規制部門)		P39
・その他経費・控除収益		P21	【参考】お客さまへのご説明について(自由化部門)		P40
【参考】普及開発関係費・研究費・諸費		P22	【参考】お客さまのお役に立つ情報・お問い合わせ 窓口のご案内(規制部門)		P41
6. ヤードスティック査定		P23	【参考】お客さまのお役に立つ情報・お問い合わせ 窓口のご案内(自由化部門)		P42
			【参考】電気料金改定手続きの概要		P43

1. 電気料金値上げ認可の概要

- 当社は、平成25年10月29日に、規制部門のお客さまについては4.95%の値上げを申請、自由化部門のお客さまについては8.44%の値上げをお願いさせていただきました。
- その後、電気料金審査専門小委員会や消費者委員会、公聴会、物価問題に関する関係閣僚会議等を経て、平成26年4月15日に経済産業省から申請原価に関する査定方針が示され、修正指示をいただきました。
- この修正指示を反映した結果、小売対象原価は2兆4,654億円となり、平成26年5月1日より、規制部門のお客さまについては3.77%の値上げをお願いする旨の認可を4月18日に経済産業大臣よりいただきました。
- なお、自由化部門のお客さまにつきましては、平成26年4月1日より申請時点の原価に基づく値上げをお願いしておりますが、今回の認可された原価に基づき値上げ幅を見直し、4月1日より7.21%の値上げをお願いさせていただきます。

認可原価と「値上げ前の料金による収入」との比較(平成26～28年度平均)



2. 認可原価の概要(申請原価との比較および前提諸元)

● 修正指示を反映した小売対象原価は2兆4,654億円となり、申請原価と比較して、282億円の減額となります。

◆原価の内訳

			(億円)		
			認可原価 A	申請原価 B	差 引 A-B
人	件	費	1,680	1,682	▲2
燃	料	費	12,251	12,403	▲152
修	繕	費	2,146	2,172	▲26
資	本	費	3,735	3,752	▲16
	減 価 償 却 費		2,607	2,615	▲8
	事 業 報 酬		1,129	1,137	▲8
購	入	電 力 料	1,687	1,691	▲5
公	租	公 課	1,483	1,496	▲13
原 子 力	バ ッ ク エ ン ド	費 用	173	173	▲0
そ の 他	経 費		2,108	2,141	▲33
控 除	収 益	※	▲529	▲495	▲34
総 原 価	①		24,733	25,015	▲282
接 続 供 給 託 送	収 益	②	▲79	▲80	0
小 売 対 象 原 価	③ = ① + ②		24,654	24,935	▲282
改 定 前 料 金 収 入	④		23,309	23,309	-
差 引 過 不 足	⑤ = ③ - ④		1,345	1,627	▲282

◆原価算定の前提諸元

		認可原価 前提
販 売 電 力 量	(億kWh)	1,262
原 油 価 格	(\$ / b)	105.5
為 替 レ ー ト	(円 / \$)	99.0
原 子 力 利 用 率	(%)	12.4
事 業 報 酬 率	(%)	2.9
経 費 対 象 人 員	(人)	17,975

※販売電力量は、自社消費分を除いております。

※原油価格・為替レートは、申請時点の直近3カ月の貿易統計価格(平均値)を参照しております。

※原価算定上の前提条件として、浜岡原子力発電所4号機は平成28年1月、3号機は平成29年1月から発電電力量を想定しております。なお、5号機については、原価算定期間中(平成26～28年度)の発電電力量は想定しておりません。

※事業報酬率については、「一般電気事業供給約款料金算定規則」等に基づき算定しております。

※控除収益: 地帯間・他社販売電力料、託送収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息

3. 申請原価の補正概要①

● 修正指示を踏まえた補正概要については、以下のとおりになります。

【 】内は補正額（億円）

	補正額	主な内容
人件費	▲2	- 一人当たりの年間給与水準算定に用いる「賃金構造基本統計調査」を平成26年2月に公表された最新諸元へ置き換え【▲1】 - 社宅、独身寮の運営委託費への効率化反映(▲10.3%)【▲1】
燃料費	▲152	- 水力の発電電力量について、至近10力年の水力停止率の平均値をもとに再算定（水力発電量の増加、火力発電量の減少）することによる火力燃料費の減【▲42】 - 原価算定期間中に価格改定を迎えるLNGの調達価格について、平成26年度については、当社以外の一般電気事業者において、合意済みの更改価格等が現時点で最も低価格なものの価格（トップランナー価格）、平成27年度以降については、天然ガス連動価格を一部反映した価格とする。また、LNGスポット価格については、一般電気事業者全体の平均調達価格とする【▲101】 - 最新の契約実績の反映等【▲9】
購入・販売電力料	▲32	卸電力取引所の最大限の活用を、試算に基づき再算定【▲32】

3. 申請原価の補正概要②

【 】内は補正額（億円）

	補正額	主な内容
設備投資関連費用	▲16	・ 特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る費用を不算入 －減価償却費【▲4】 －事業報酬【▲5】 ・ 最新諸元での見直し等による減額を反映【▲7】
修繕費	▲26	・ 特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る費用を不算入【▲14】 ・ 原価算定期間より前に着手することが可能であったと判断される費用を削減【▲12】 ・ 子会社の不適切請求分を控除【▲0.4】
公租公課	▲13	・ 復興特別法人税の1年前倒し廃止を反映【▲7】 ・ 印紙税法の改正による非課税範囲の拡大を反映【▲3】 ・ 総原価の減少に伴う事業税の減少【▲3】
原子力バックエンド費用	▲0	・ 使用済燃料再処理等費の輸送費について、輸送計画の変更を反映【▲0.9】

3. 申請原価の補正概要③

【 】内は補正額（億円）

	補正額	主な内容
その他経費・控除収益※	▲39	- 普及開発関係費のうち、販売促進的側面が強いと考えられる費用や、団体費的な性格を持つ費用、イメージ広告に近い情報発信に係る費用等を減額【▲6】 - 共有設備費等分担額のうち、事業の実施時期、積算方法等について合理的な説明ができない部分等を減額【▲8】 - 固定資産除却費の算定方法変更（過去の原価と実績を比較した際の乖離率の反映）による削減【▲6】 - その他、最新の諸元での見直し等による減額を反映【▲19】
ヤードスティック査定	—	電力会社間の効率化度合を比較した結果、電源部門・非電源部門ともに「原価算定期間における効率化への取り組みが相対的に大きい」と判断されたため補正無し。
合 計	▲282	

※販売電力料を除く。

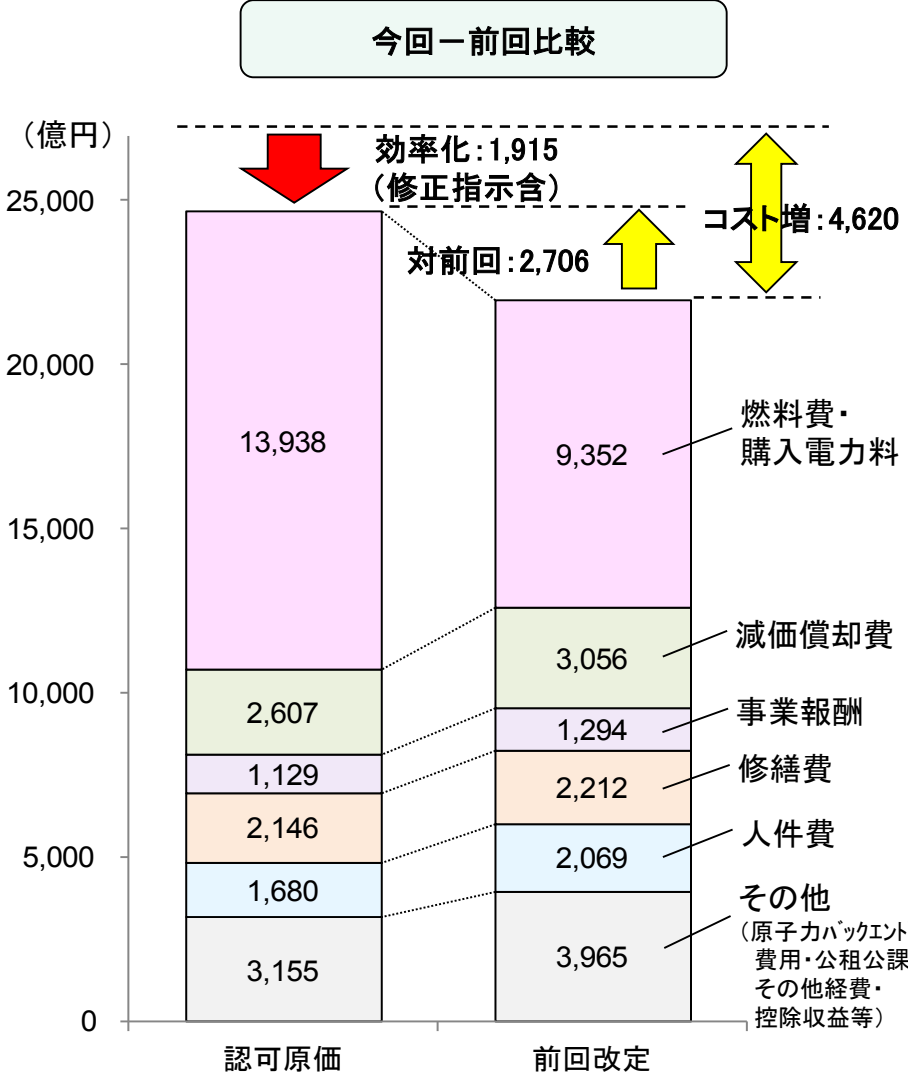
スマートメーター 関 連 費 用 (再 掲)	▲2	- 通信RFPの実施に際して対外的に表明した単価を上回る部分を減額等【▲0.8】 - スマートメーター通信などへの活用後も一部活用できていない部分が生じている光ケーブル（既存の自社設備も含む）の費用を減額【▲0.6】 - スマートメーター取替工事の事前訪問時の説明と重複する「お知らせはがき」の費用を減額【▲0.4】
--------------------------------	----	--

4. 認可原価の概要(前回改定時との比較)

- 申請原価と同様に、認可原価(平成26~28年度)は、修正指示を含む最大限の経営効率化によるコスト削減1,915億円を反映していることもあり、燃料費を除くすべての項目において、前回改定(平成20年度)の原価額を下回っております。
- しかしながら、火力発電電力量の増加や燃料価格の上昇により、燃料費が大幅に増加しており、認可原価の総額(小売対象原価)は、前回改定と比べ2,706億円増加しております。

◆原価の内訳

			(億円)		
			認可原価 (H26~H28) A	前回改定 (H20) B	差 引 A-B
人	件	費	1,680	2,069	▲389
燃	料	費	12,251	7,514	4,737
修	繕	費	2,146	2,212	▲66
資	本	費	3,735	4,350	▲615
	減 価 償 却 費		2,607	3,056	▲450
	事 業 報 酬		1,129	1,294	▲165
購	入	電 力 料	1,687	1,837	▲151
公	租	公 課	1,483	1,604	▲121
原	子 力	バ ッ ク エ ン ド 費 用	173	334	▲161
そ	の	他 経 費	2,108	2,391	▲283
控	除	収 益	▲529	▲333	▲196
総	原	価 ①	24,733	21,979	2,754
接	続 供 給 託 送 収 益 ②		▲79	▲31	▲48
小	売 対 象 原 価 ③=①+②		24,654	21,948	2,706
改	定 前 料 金 収 入 ④		23,309	22,127	1,181
差	引 過 不 足 ⑤=③-④		1,345	-	-



【参考】前提諸元と発電電力量の概要

8

- 販売電力量については、節電にご協力いただいた実績等を踏まえ想定しております。（前回差▲95億kWh）
- 発電電力量については、前回改定と比べ、販売電力量の減少はあるものの、原子力発電電力量や受電電力量が減少していることから、火力発電電力量（LNG）が増加しております。

◆原価算定の前提諸元

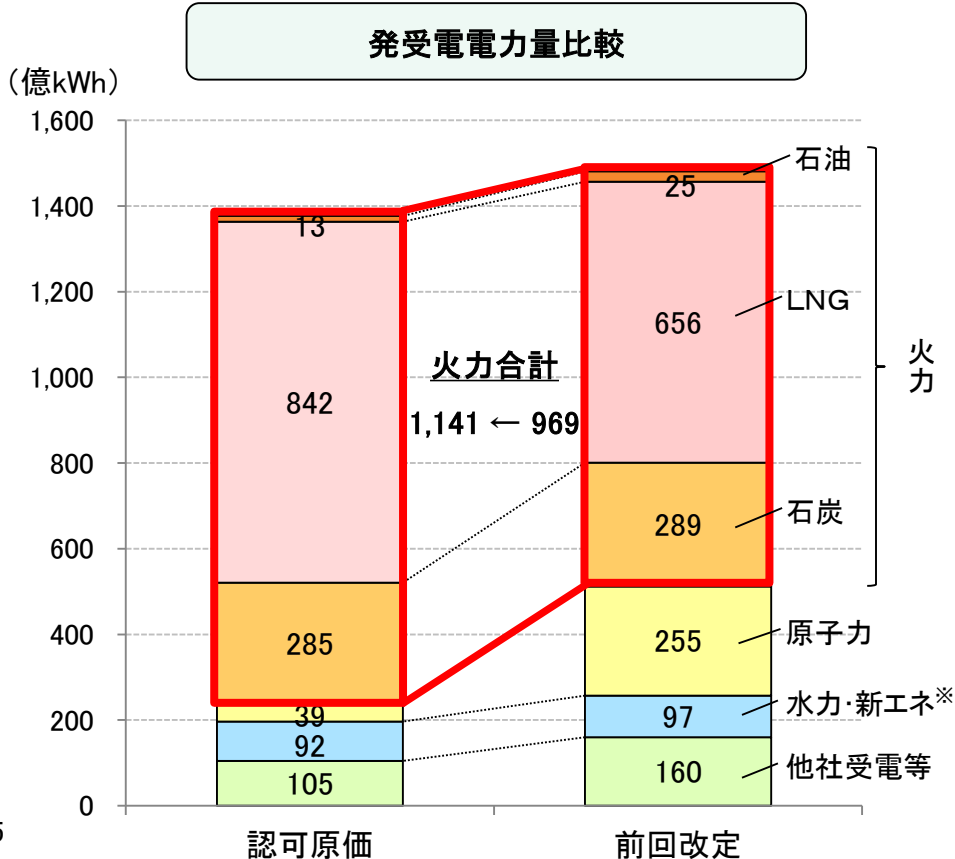
	認可原価 (H26～H28) A	前回改定 (H20) B	差 引 A-B
販 売 電 力 量 (億kWh)	1,262	1,357	▲95
原 油 価 格 (\$ / b)	105.5	82.9	22.6
為 替 レ ー ト (円 / \$)	99.0	113.0	▲14.0
原 子 力 利 用 率 (%) (浜岡3～5号機利用率)	12.4 (12.4)	59.6 (83.0)	▲47.2 (▲70.6)
事 業 報 酬 率 (%)	2.9	3.2	▲0.3
経 費 対 象 人 員 (人)	17,975	16,057	1,918

※販売電力量は、自社消費分を除いております。

※原油価格・為替レートは、申請時点の直近3カ月の貿易統計価格(平成25年6～8月の平均値)を参照しております。

※原価算定上の前提条件として、浜岡原子力発電所4号機は平成28年1月、3号機は平成29年1月から発電電力量を想定しております。なお、5号機については、原価算定期間中(平成26～28年度)の発電電力量は想定していません。また、原子力利用率の下段()内は、平成21年1月に運転終了した浜岡1・2号機を除いた値を表示しております。

※事業報酬率については、「一般電気事業供給約款料金算定規則」等に基づき算定しております。



※水力・新エネの内訳

		(億kWh)		
水力	今回	前回	差	
	自流	揚水	差	
	82	80	2	
	8	17	▲9	
新エネ		2	0	2

【参考】認可原価に反映した経営効率化

- 当社は、平成23年5月の浜岡原子力発電所の全号機停止以降、徹底した経営効率化に努めており、平成25年4月からは「経営効率化緊急対策本部」を設置し、これまで以上に踏み込んだ経営効率化に取り組んでおります。
- 認可原価算定にあたっては、申請原価算定時の経営効率化額1,633億円に修正指示(▲282億円)を加え、平成26～28年度の3カ年平均で1,915億円のコスト削減を反映し、値上げ幅を最大限抑制しております。

◆経営効率化の内訳

(億円)

	H26～H28 平均	主な内容
人 件 費	462 (2)	・役員給与の削減 ・基準賃金の削減をはじめとした社員年収水準の引き下げ ・保養所の全廃等による厚生費の削減 等
燃 料 費・購 入 電 力 料	765 (185)	・上越火力発電所運転開始による熱効率向上(燃料費の低減) ・安価な燃料調達による燃料費の削減 ・購入電力料の削減 等
設 備 投 資 関 連 費 用	99 (16)	・競争発注の拡大等による調達価格の削減(震災前比▲10%等) ・新技術・新工法の採用による投資額の削減 等
修 繕 費	357 (26)	・競争発注の拡大等による調達価格の削減(震災前比▲10%等) ・新技術・新工法の採用、仕様の見直し、設備の効率的運用等による削減 等
そ の 他	231 (52)	・競争発注の拡大等による調達価格の削減(震災前比▲10%等) ・販売拡大活動やイメージ広告等の普及開発関係費の削減 ・寄付金・団体費等の諸費の削減 ・販売に係る研究費の削減 等
合 計	1,915 (282)	

※()内に修正指示による効率化額を再掲

5. 認可原価の内訳(人件費)

● 人件費は、役員給与や社員年収の引き下げ、福利厚生制度の見直しによる厚生費の引き下げなど、申請時に織り込んだ経営効率化に加え、申請原価に対する修正指示の反映(▲2億円)により、前回改定と比べ 389億円削減しております。

◆人件費の内訳

(億円)

	認可原価 (H26～H28) A	前回改定 (H20) B	差 引 A-B	備 考
役 員 給 与	3	8	▲6	・役員給与をメルクマール水準(1,800万円/人)まで引き下げ
給 料 手 当	1,202	1,445	▲243	・社員年収をメルクマール水準(623万円/人)まで引き下げ
給 料 手 当 振 替 額	▲20	▲20	▲0	
退 職 給 与 金	148	246	▲97	・数理計算上の差異償却費用の減 ・退職給与金はメルクマール水準(2,491万円/人)
厚 生 費	229	242	▲13	・健康保険料の会社負担率を平成28年度に53.49%まで引き下げ ・保養所の全廃等を反映
委 託 検 針 集 金 費	61	68	▲7	
雑 給	57	81	▲24	・嘱託員数の削減 ・顧問等の給与を全額不算入
合 計	1,680	2,069	▲389	
経 費 対 象 人 員	17,975人	16,057人	1,918人	・定期採用の抑制(H25実:505名、H26予:450名、H27予:400名、H28予:400名)

5. 認可原価の内訳(燃料費、購入・販売電力料)

- 燃料費は、申請原価に対する修正指示を反映(▲152億円)するものの、原子力発電所の利用率低下(浜岡3～5号機の利用率:前回83.0%⇒今回12.4%)に伴い火力発電電力量が増加したことや、燃料価格が上昇したことから、前回改定に比べ4,737億円と大幅な増加となります。
- 購入・販売電力料については、受電電力量の減少などにより購入電力料が減少する一方で、卸電力取引所の活用や新電力に対する常時バックアップを反映したことにより、販売電力料は増加しております。

◆燃料費の内訳

(億円, 億kWh, 円/kWh)

		認可原価(H26～H28) A			前回改定(H20) B			差引 A-B		
		金額	発受電 電力量	単価	金額	発受電 電力量	単価	金額	発受電 電力量	単価
燃 料 費	水 力	-	89	-	-	97	-	-	▲8	-
	火 力	12,231	1,142	10.71	7,415	969	7.65	4,817	174	3.05
	石 油 系	256	13	19.07	421	25	16.96	▲165	▲11	2.11
	ガ ス 系	10,709	842	12.72	6,017	656	9.18	4,692	187	3.54
	石 炭 系	1,266	287	4.41	976	288	3.39	289	▲2	1.03
	原 子 力	20	39	0.50	100	255	0.39	▲80	▲216	0.11
	新 エ ネ	-	1	-	-	0	-	-	1	-
合 計		12,251	1,272	9.63	7,514	1,321	5.69	4,737	▲49	3.94

※バイオマス発電電力量は石炭系に含んでおります。

◆購入・販売電力料の内訳

(億円, 億kWh, 円/kWh)

購 入 電 力 料	地 帯 間 購 入	152	4	42.30	419	46	9.06	▲267	▲43	33.24
	他 社 購 入	1,535	133	11.55	1,418	154	9.19	116	▲22	2.36
	計	1,687	136	12.36	1,837	201	9.16	▲151	▲64	3.20
販 売 電 力 料	地 帯 間 販 売	10	1	8.92	107	11	9.56	▲97	▲10	▲0.64
	他 社 販 売	278	17	16.00	-	-	-	278	17	16.00
	計	288	19	15.56	107	11	9.56	181	7	6.00
購入・販売電力料差引		1,398	118	11.85	1,730	189	9.13	▲332	▲71	2.72

5. 認可原価の内訳(修繕費)

- 修繕費については、設備の高経年化対策、スマートメーター導入、太陽光発電連系に伴う電圧変動対策などの増加要因はあるものの、調達価格の削減や、設備の効率運用等の効率化を料金原価へ反映したことに加え、申請原価に対する修正指示の反映(▲26億円)により、前回改定と比べ66億円減少しております。
- また、「一般電気事業供給約款料金審査要領」(以下、「審査要領」)においてメルクマールとして例示されている自社の過去の修繕費率※と同水準となっております。
(※修繕費率:帳簿原価に占める修繕費の割合)

◆修繕費の内訳

(億円)

		認可原価 (H26～H28) A	前回改定 (H20) B	差 引 A-B
水	力	86	124	▲38
火	力	610	714	▲103
原	子	184	202	▲18
新	工	1	-	1
送	電	95	100	▲5
変	電	128	128	▲1
配	電	997	889	108
	一般修繕費	270	292	▲22
	取替修繕費	727	597	129
業	務	45	55	▲10
合	計	2,146	2,212	▲66

◆前回改定原価からの主な増加要因

(億円)

・設備の高経年化に伴う増	:	181
・スマートメーター導入等による取替修繕増	:	63
・太陽光発電連系に伴う電圧変動対策による増	:	35

◆認可原価に反映した効率化施策

(億円)

・競争発注の拡大等による調達価格の削減 等	:	▲255
・新技術・新工法の採用、仕様の見直し、設備の効率運用等による削減	:	▲102

◆メルクマールとの比較

(億円)

	今回	直近5力年※
平均修繕費 (A)	2,146	2,070
平均帳簿原価 (B)	130,026	125,167
比 率 (A/B)	1.65%	1.65%

※:直近5力年はH20～H24年度実績の平均。

5. 認可原価の内訳(減価償却費)

● 減価償却費については、上越火力発電所の運転開始※や、原子力の安全性向上対策等の増加要因はあるものの、償却進行や経営効率化による設備投資額削減の影響等に加え、申請原価に対する修正指示の反映(▲8億円)により、前回改定に比べ450億円減少しております。

(※ 1-1号:平成24年7月、1-2号:平成25年1月、2-1号:平成25年7月、2-2号:平成26年5月(予定)に運転開始)

◆減価償却費の内訳

(億円)

		認可原価 (H26～H28) A	前回改定 (H20) B	差 引 A-B	備 考
水	力	181	184	▲3	・償却進行
火	力	715	846	▲131	・償却進行 (上越火力新設による増 260億円)
原	子 力	343	446	▲103	・償却進行 (安全性向上対策による増 140億円)
新	工 ネ	9	－	9	・設備区分の新設
送	電	550	707	▲157	・償却進行 (500kV第二基幹系統送電線等 ▲58億円)
変	電	345	355	▲10	・償却進行
配	電	338	380	▲42	・償却進行
業	務	126	139	▲13	・償却進行
合	計	2,607	3,056	▲450	

【参考】設備投資額の推移

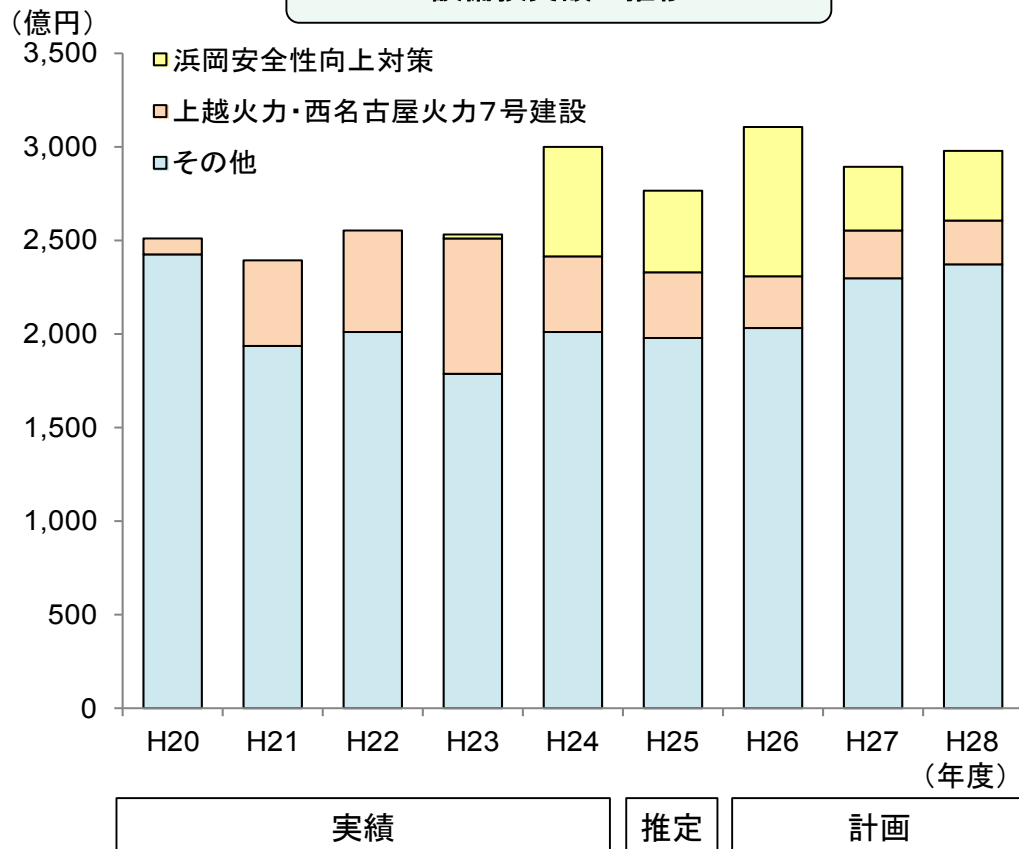
- 電源設備に係る投資額は、浜岡原子力発電所の安全性向上対策や西名古屋火力発電所7号系列の建設などの影響により、申請原価に対する修正指示を反映(▲19億円)するものの、前回改定に比べ721億円増加しております。
- 流通設備(送電、変電、配電)に係る投資額は、高経年化に対応した改良工事(電線張替、変圧器取替等)の増加などにより、申請原価に対する修正指示を反映(▲10億円)するものの、前回改定に比べ278億円増加しております。
- 原子燃料に係る投資額は、原子力発電所の稼働減に加え、申請原価に対する修正指示の反映(▲6億円)により、前回改定に比べ163億円減少しております。

◆設備投資額の内訳

(億円)

	認可原価 (H26～H28) A	前回改定 (H20) B	差 引 A-B
電 源	1,612	891	721
水 力	199	145	54
火 力	780	698	81
原子力	623	48	576
新工ネ	10	—	10
流 通	1,097	819	278
送 電	287	296	▲10
変 電	439	220	219
配 電	372	303	69
業 務	151	130	21
原 子 燃 料	133	296	▲163
合 計	2,993	2,135	858

設備投資額の推移



※附帯事業に係る設備投資は含みません。

6. 認可原価の内訳(事業報酬)

- 電気を安全・安定的にお届けするためには、事業運営に要する資金を円滑に調達する必要がありますが、この資金調達コストに相当する「事業報酬」については、「一般電気事業供給約款料金算定規則」(以下、「算定規則」)等に基づき、適正な事業資産価値(＝レートベース)に事業報酬率を乗じて算定しております。
- 特定固定資産の減少などによりレートベースが減少したことや、事業報酬率が2.9%に低下したこと、また、申請原価に対する修正指示の反映(▲8億円)により、事業報酬は前回改定に比べ165億円減少しております。
- なお、長期計画停止発電所・販売に係るPR施設・保養所等はレートベースから除いております。
- また、お客さまのご負担増加を可能な限り軽減するため、支払利息低減効果のある剰余金残高相当額をレートベースから自主的に控除しております。

(億円)

		認可原価(H26～H28) A	前回改定(H20) B	差 引 A－B
レ ー ト ベ ー ス	特 定 固 定 資 産	33,865	36,744	▲2,879
	建 設 中 の 資 産	1,058	934	124
	核 燃 料 資 産	2,444	2,613	▲169
	特 定 投 資	718	192	527
	運 転 資 本	4,002	2,917	1,084
	営 業 資 本	2,427	1,960	468
	貯 蔵 品 (燃 料 ・ そ の 他)	1,574	958	617
	繰 延 償 却 資 産	－	－	－
	小 計	42,087	43,400	▲1,313
	剰 余 金 残 高 相 当 額	(※1) ▲3,163	(※2) ▲2,960	▲203
ス	合 計 ①	38,924	40,440	▲1,516
事	業 報 酬 率 ②	2.9%	3.2%	▲0.3%
事	業 報 酬 ① × ②	1,129	1,294	▲165

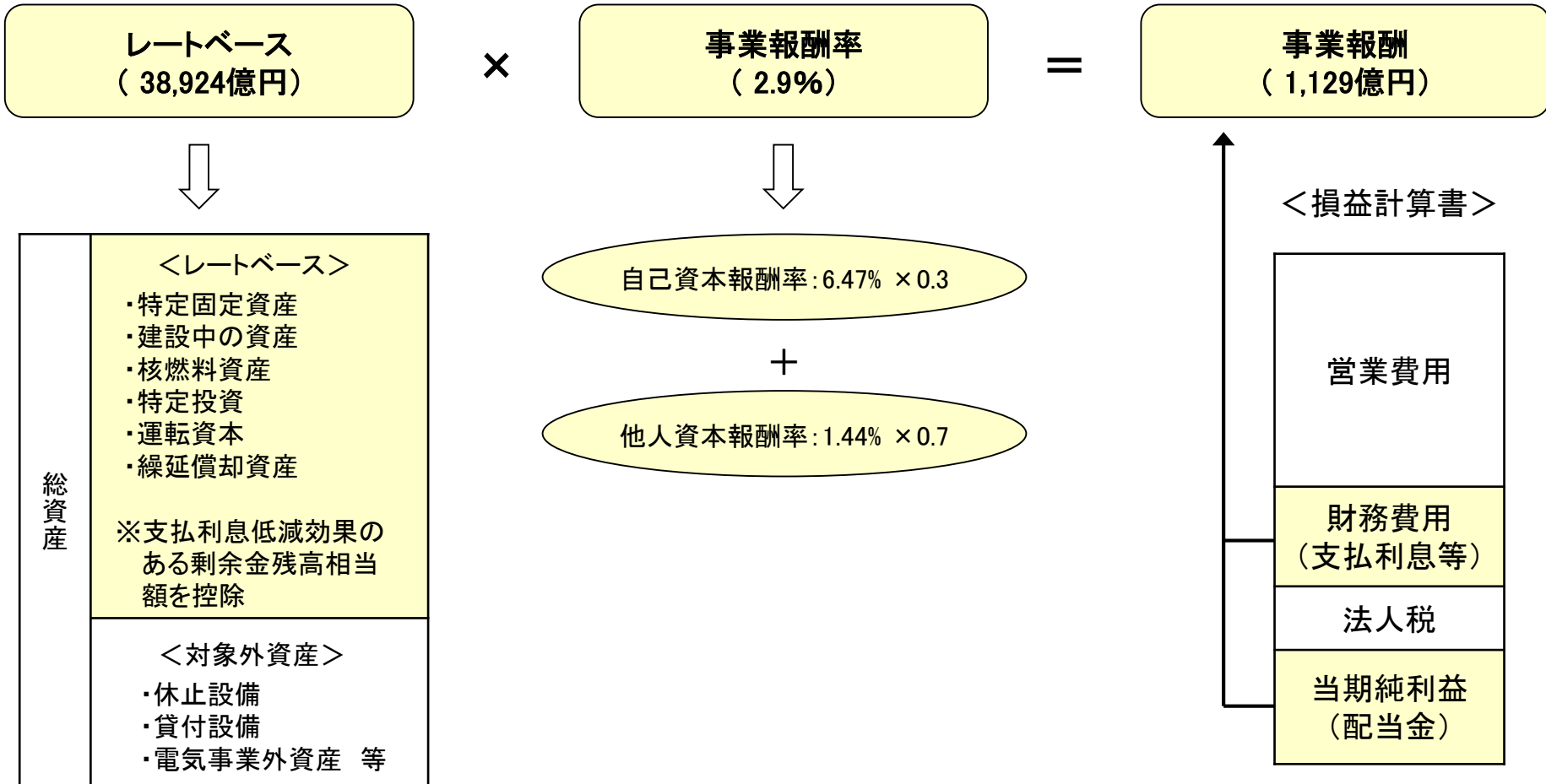
(※1) 別途積立金、繰越利益剰余金の合計額から繰延税金資産を除いた値

(※2) 原価変動調整積立金と電力小売部分自由化以前に積み立てた別途積立金の合計額

【参考】事業報酬の算定方法①

16

- 事業報酬とは、電気事業の運営に必要となる資金調達コスト(支払利息や配当金等)に当たるものです。
- その算定方式は、膨大な設備投資が必要である電気事業の特質から、事業者の円滑な資金調達や企業努力による財務体質の改善を促す目的で、レートベース方式が採られており、電気事業外資産等はレートベースから除いております。



- 事業報酬の算定諸元となるレートベース及び報酬率については、「算定規則」で以下のとおり定められております。

レ ー ト ベ ー ス		・事業に投下された電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効と認められる事業資産の価値 (「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」より)
	特 定 固 定 資 産	・電気事業固定資産(附帯事業に係る共用固定資産、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金を除く)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
	建 設 中 の 資 産	・建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に100分の50を乗じて得た額
	核 燃 料 資 産	・核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
	特 定 投 資	・長期投資(エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であって、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに係るものに限る)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
	運 転 資 本	・営業資本(減価償却費、公租公課等を除いた営業費用に12分の1.5を乗じて得た額)及び貯蔵品(火力燃料貯蔵品等の年間払出額に、原則として12分の1.5を乗じて得た額)を基に算定した額
	繰 延 償 却 資 産	・繰延資産(株式交付費、社債発行費及び開発費に限る)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
報 酬 率		・自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30対70で加重平均した率
	自 己 資 本 報 酬 率	・すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率(すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率)を基に算定した率
	他 人 資 本 報 酬 率	・すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて、当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

- 「算定規則」等に則り算出した自己資本報酬率および他人資本報酬率を30:70で加重平均することにより算定しております。
- リスクを表す β 値については、平成23年9月20日から平成25年9月17日までの2年間に於ける一般電気事業者9社の平均値である0.96を適用しております。
- 事業報酬率は、 β 値を直近2年間(平成24年3月14日～平成26年3月14日)の値(1.06)、自己資本報酬率を直近の7年間(平成18年度～平成24年度)の平均値(6.53)で算定した場合は3.0%となりますが、認可申請値の2.9%が妥当と判断されております。

(1) 自己資本報酬率 (観測期間: 7年、 β 値: 0.96)

	(比率)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H17～H23
公 社 債 利 回 り	(4%)	1.43%	1.85%	1.69%	1.55%	1.41%	1.18%	1.08%	—
自 己 資 本 利 益 率	(96%)	8.00%	7.99%	8.44%	4.70%	4.77%	6.95%	5.88%	—
自 己 資 本 報 酬 率	(100%)	7.74%	7.74%	8.17%	4.57%	4.64%	6.72%	5.69%	6.47%

β 値・・・ β とは、株価指数に対する個々の企業の株価の感応度で、企業の相対的リスクの大きさを表す値です。自己資本報酬率算定の際、自己資本利益率のウェイト付けに適用します。

(2) 他人資本報酬率 (観測期間: 1年、一般電気事業者10社平均有利子負債利率)

	H24
他 人 資 本 報 酬 率	1.44

(3) 事業報酬率

	資本構成	報酬率	(参考) 前回
自 己 資 本 報 酬 率	(30%)	6.47%	5.13%
他 人 資 本 報 酬 率	(70%)	1.44%	2.36%
事 業 報 酬 率	(100%)	2.9%	3.2%

5. 認可原価の内訳（公租公課）

- 公租公課は、法人税法、地方税法及びその他税に関する法律の定めるところにより、販売電力量や設備投資等の前提計画をもとに算定しております。
- 法人税や電源開発促進税、固定資産税などが減少したことや、申請原価に対する修正指示の反映（▲13億円）により、前回改定に比べ121億円減少しております。

◆公租公課の内訳

（億円）

	認可原価 (H26～H28) A	前回改定 (H20) B	差 引 A-B	備 考
水 利 使 用 料	31	30	2	
固 定 資 産 税	462	488	▲26	・償却進行等による課税標準の減
雑 税 ※	27	38	▲11	・核燃料税の減、税制改正による印紙税の減 等
電 源 開 発 促 進 税	483	515	▲32	・販売電力量の減
事 業 税	315	274	41	・総原価の増
法 人 税 等	165	260	▲95	・法人税率引き下げ、配当金前提の変更等による減
合 計	1,483	1,604	▲121	

※ 県市町村民税、事業所税、核燃料税、印紙税等

5. 認可原価の内訳(原子力バックエンド費用)

- 原子力バックエンド費用(使用済燃料再処理等費、特定放射性廃棄物処分費、原子力発電施設解体費)は、原子力発電所の利用率が大幅に低下(浜岡3～5号機の利用率:前回83.0%⇒今回12.4%)したことに加え、申請原価に対する修正指示の反映(▲0.09億円)により、前回改定に比べ161億円減少しております。

◆原子力バックエンド費用の内訳

(億円)

	認可原価 (H26～H28) A	前回改定 (H20) B	差 引 A-B	備 考
使用済燃料再処理等費	124	219	▲96	
使用済燃料再処理等発電費	41	137	▲96	・浜岡3～5号機利用率の減(前回83.0%⇒今回12.4%)
使用済燃料再処理等既発電費	82	82	－	
特定放射性廃棄物処分費	4	62	▲58	
当期発電対応分	4	34	▲30	・浜岡3～5号機利用率の減(前回83.0%⇒今回12.4%)
平成11年末迄の発電対応分	－	28	▲28	・平成25年度掘出終了による減
原子力発電施設解体費	45	52	▲8	・算定方法変更による差(生産高比例法⇒定額法)
合 計	173	334	▲161	

5. 認可原価の内訳(その他経費・控除収益)

- 原子力損害賠償支援機構一般負担金や火力発電所の高稼働に伴う廃棄物処理費・消耗品費等の増加はあるものの、調達価格の削減や、営業・広報活動費用の削減、研究内容の厳選、寄付金等の削減などに加え、申請原価に対する修正指示の反映(▲33億円)により、その他経費については、前回改定に比べ283億円減少しております。

◆その他経費

(億円)

	認可原価 (H26～H28) A	前回改定 (H20) B	差 引 A-B
廃棄物処理費	161	121	39
消耗品費	88	68	20
補償費	20	91	▲71
賃借料	202	262	▲60
託送料	65	76	▲11
事業者間精算費	8	15	▲7
委託費	881	860	21
損害保険料	15	12	3
原賠機構一般負担金	124	-	124
普及開発関係費	13	80	▲67
養成費	19	16	3
研究費	85	128	▲43
諸費	139	402	▲263
固定資産除却費	277	250	27
その他	9	10	▲0
合 計	2,108	2,391	▲283

◆控除収益(販売電力料を除く)

(億円)

	認可原価 (H26～H28) A	前回改定 (H20) B	差 引 A-B
託送収益	23	11	12
事業者間精算収益	1	1	1
電気事業雑収益	216	190	26
遅収加算	-	23	▲23
預金利息	0	0	▲0
合 計	241	226	15

◆前回改定原価からの主な増減要因

(億円)

- ・ 火力発電所高稼働等による廃棄物処理費・消耗品費の増 : 60
- ・ 原賠機構一般負担金をH23より計上 : 124
- ・ スマートメーターへの対応等に伴う委託費の増 : 27
- ・ 諸費・補償費の減 等 : ▲285

◆認可原価に反映した主な効率化施策

(億円)

- ・ 競争発注の拡大等による調達価格の削減 等 : ▲145
- ・ 販売拡大活動やイメージ広告等の普及開発関係費の削減 : ▲27
- ・ 寄付金、団体費等の諸費の削減 : ▲19
- ・ 販売に係る研究費の削減 : ▲18

【参考】普及開発関係費・研究費・諸費

- 「審査要領」の内容を踏まえ、イメージ広告やオール電化関連業務、販売活動に係るPR館運営費を全額カットしております。
- 研究費については、電中研分担金も含めて研究内容を個別に精査し、電力の安定供給の観点から研究件名を厳選しております。
- 寄付金については全額原価に算入していません。
- また、団体費については、12団体のみを原価に算入しております。

◆普及開発関係費・研究費・諸費

(億円)

			認可原価 (H26～H28) A	前回改定 (H20) B	差 引 A-B	備 考
普及 及 開 発 関 係 費	① イ メ ー ジ 広 告		-	12	▲12	・全額不算入
	② オ ー ル 電 化 関 連 費 用		-	38	▲38	・全額不算入
	③ P R 館 (販 売 関 連)		-	3	▲3	・全額不算入
	④ 電 気 料 金 ・ 電 気 の 安 全 に 係る周知、省エネ関連活動 公 益 的 情 報 提 供		13	27	▲14	・省エネ推進及びピーク電力の抑制を目的としたPR、コンサルティング等
	合 計		13	80	▲67	
研究 費	自 社 研 究 費		47	81	▲34	・研究内容を精査のうえ算入
	分 担 金 (電 中 研 等)		38	47	▲9	
諸 費	寄 付 金		-	5	▲5	・全額不算入
	団 体 費	1 2 団 体	9	5	4	・海外電力調査会(1)、海外再処理委員会(1)、原子力安全推進協議会(4)、電力系統利用協議会(1)、世界原子力発電事業者協会(0.5)、日本卸電力取引所(0.1)、地域共同防災協議会(6団体合計:1.5) ※ ()内は今回の算入額
		そ の 他	-	19	▲19	・上記12団体以外の団体費は全額不算入(電気事業連合会を含む)

6. ヤードスティック査定

- ヤードスティック査定とは、電気事業が地域独占的な事業であり、事業者間の直接的な競争が起こらない状況において、間接的な競争状態を制度的に創出することを企図して、経営効率化のインセンティブを働かせるための手法として、平成7年の料金制度見直しの際に導入された制度です。
- 具体的には、個別査定を行った後の料金（一般経費が対象）について、原価単価（円／kWh）の水準および変化率（％）の指標を用いて、各社の効率化度合いを相対的に評価し、それに応じて格差付け査定を行うものです。
- 当社は、電源部門および非電源部門共にグループ分類Ⅰとなり、査定はございません。

◆ヤードスティック査定の概要

比 較 対 象 原 価	・一般経費（人件費＋その他経費の一部※） ※託送料、事業者間精算費、原子力損害賠償支援機構一般負担金、固定資産除却費は対象外
比 較 指 標	・「原価算定期間中の単価水準（一般経費の単価水準（円／kWh）」及び「単価変化率（一般経費の単価水準の前回改定（届出）からの変化率（％）」 ※電源部門、非電源部門別に区分して比較。非電源部門については、需要密度、需要構成等の地域特性を勘案した地域補正係数を基に単価を補正。
評 価 ・ 査 定 方 法	・電源部門・非電源部門毎に、比較指標を相対評価し点数化 ・点数に応じ3グループ（グループⅠ、Ⅱ、Ⅲ）に分類し、グループ毎の査定率に応じ効率化努力目標額を算出する。 ※ 査定率…グループⅠ：0％、グループⅡ：▲1.5％、グループⅢ：▲3.0％

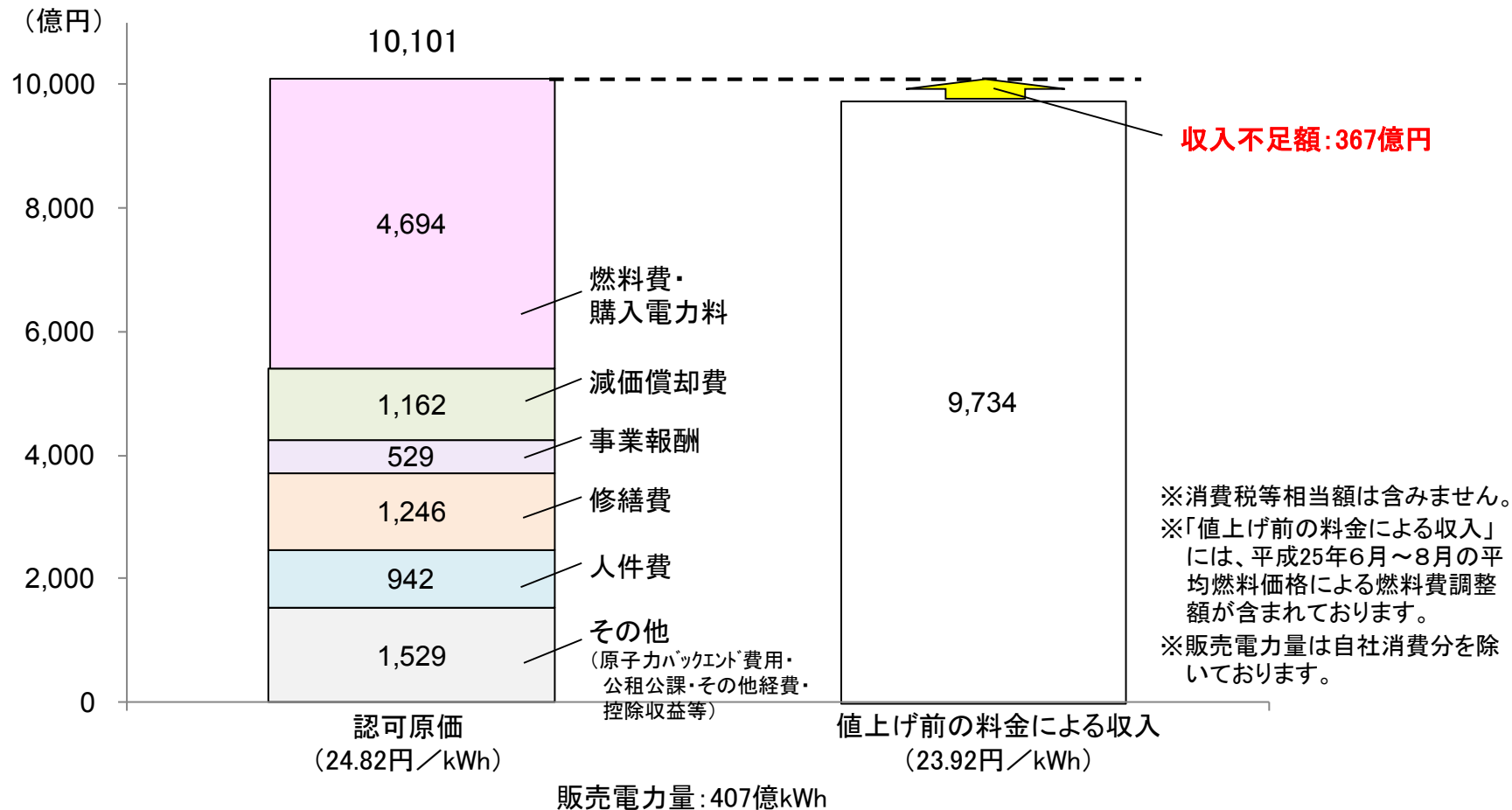
◆今回の査定額

	電 源 部 門	非 電 源 部 門
グ ル ー プ 分 類（査 定 率）	Ⅰ（0％）	Ⅰ（0％）

7. 認可原価および収入（規制部門）

- 規制部門の認可原価額は平成26～28年平均で1兆101億円となります。一方、原価算定期間において、値上げ前の料金を継続した場合の収入は9,734億円となる見込みであり、年平均367億円の収入不足が発生することとなります。
- そのため、お客さまにはご負担をおかけすることとなり、誠に申し訳ありませんが、規制部門で平均0.90円/kWh(3.77%)の値上げをお願いいたします。

認可原価と「値上げ前の料金による収入」の比較（規制部門・平成26～28年度平均）



8. 規制部門の電気料金の変更時期について

- 経済産業省から示された査定方針に基づき、規制部門のお客さまにつきましては、平成26年5月1日からの料金値上げをお願いいたします。（自由化部門のお客さまにつきましては、平成26年4月1日より値上げをお願いしております。）
- なお、当社は、平成26年4月からの消費税率の変更をふまえ、値上げ前の電気料金に消費税率の変更を反映する電気供給約款等の届出を平成26年2月28日に行いました（平成26年4月1日実施）。平成26年4月30日までのご使用分につきましては、当該電気供給約款等に基づく料金を適用させていただきます。

イメージ図

○3/31以前から継続してご使用のお客さま

消費税率5% 消費税率8%

3月 検針日 4/1 値上げ実施予定日 4月 検針日 5月 検針日

申請時

旧料金
(消費税率5%)

新料金
(消費税率5%)

新料金
(消費税率8%)

4月分電気料金

5月分電気料金

3月 検針日 4月 検針日 5/1 値上げ実施日 5月 検針日

認可

旧料金
(消費税率5%)

旧料金
(消費税率8%)

新料金
(消費税率8%)

4月分電気料金

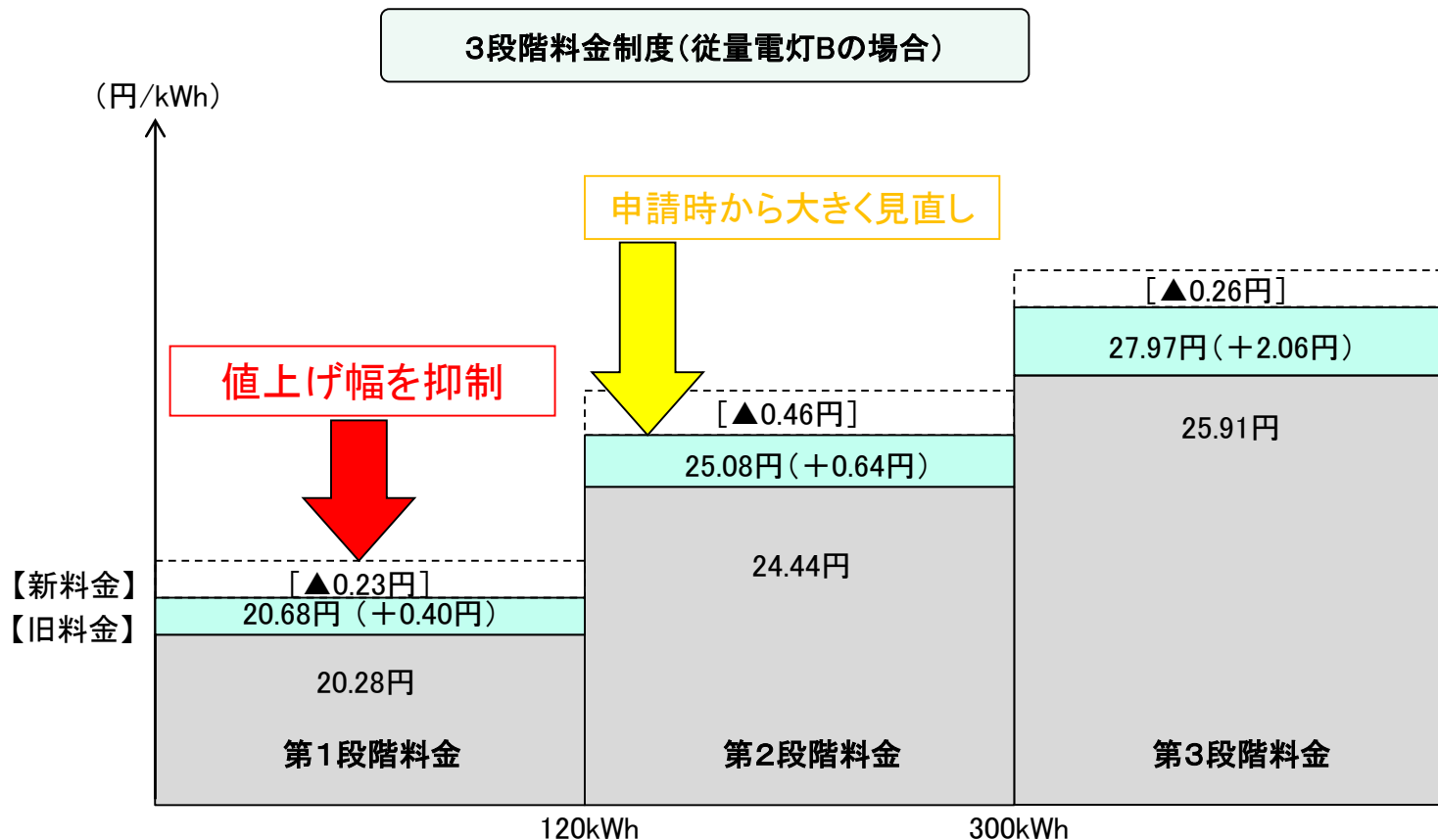
5月分電気料金

※料金の算定期間が値上げ実施日をまたぐ場合、日割り計算をいたします。

※平成26年4月1日以降に新しく電気のご使用を開始されるお客さまにつきましては、開始当初から消費税率8%の料金が適用されます。

9. 規制部門の料金(ご家庭向け電気料金設定の考え方)

- ご家庭向け電気料金は、ご使用量の増加に伴い電力量料金単価が上昇する3段階料金制度を採用しております。
- 今回の値上げにあたりましては、毎日の暮らしに必要不可欠なご使用量に相当する第1段階料金の値上げ幅を小さくしております。また、省エネルギー推進という観点から、第3段階料金については、値上げ幅を大きくしております。
- なお、第2段階料金につきましては、査定方針に基づき、より多くのお客さまのご負担軽減につながるよう、申請時からの見直し幅を大きくしております。



※旧料金および新料金には、消費税等相当額を含みます。

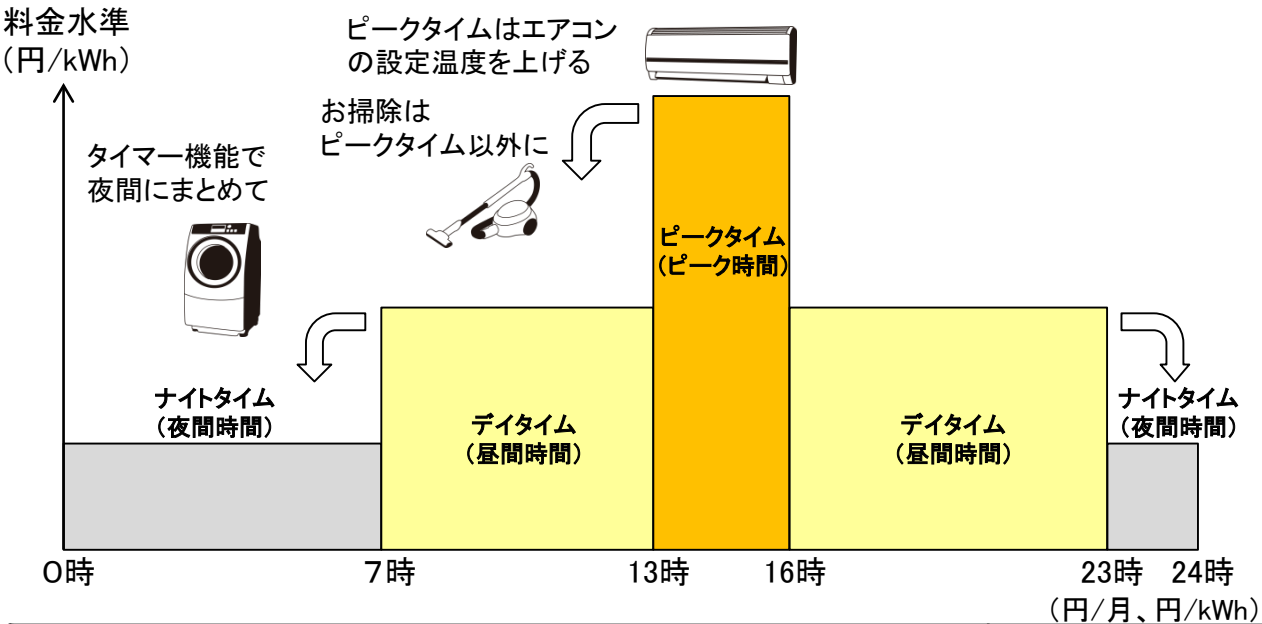
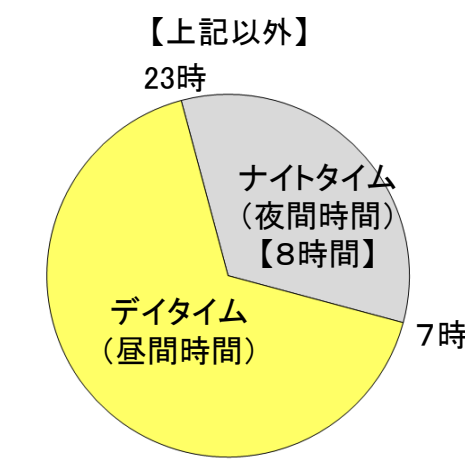
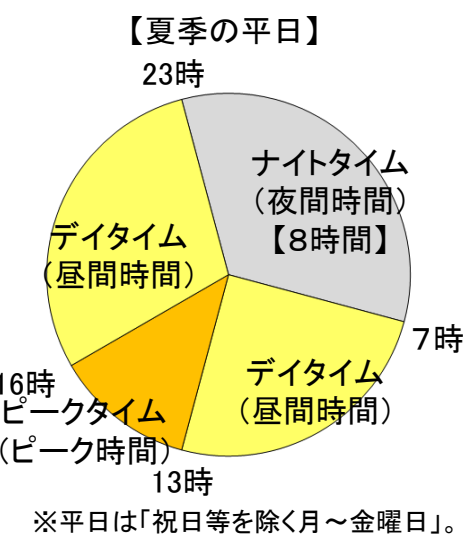
※旧料金には、平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含みます。

※()内は、旧料金からの値上げ幅を示しております。

※[]内は、申請料金からの見直し幅を示しております。

9. 規制部門の料金(ピークシフト電灯の設定)

- お客さまにお選びいただけるメニューとして、新たにピークシフト電灯を設定いたします。
- これは、ピークタイム[夏季(7/1～9/30)の平日13～16時]の料金をより高く設定することにより、ピークタイムの節電や、電気のご使用をピークタイムからデイトタイム・ナイトタイムに、またはデイトタイムからナイトタイムに移行していただくことで、電気料金の低減が可能になるメニューです。



				料金
基本料金	6kVA以下の場合		1契約につき	1,296.00
	6kVAを こえる 場合	最初の10kVAまで	1契約につき	1,944.00
		上記をこえる1kVAにつき		280.80
電力量料金	ピークタイム(ピーク時間)			57.46
	デイトタイム(昼間時間)	～90kWh		23.67
		91～230kWh		28.73
		231kWh～		31.74
	ナイトタイム(夜間時間)			13.45

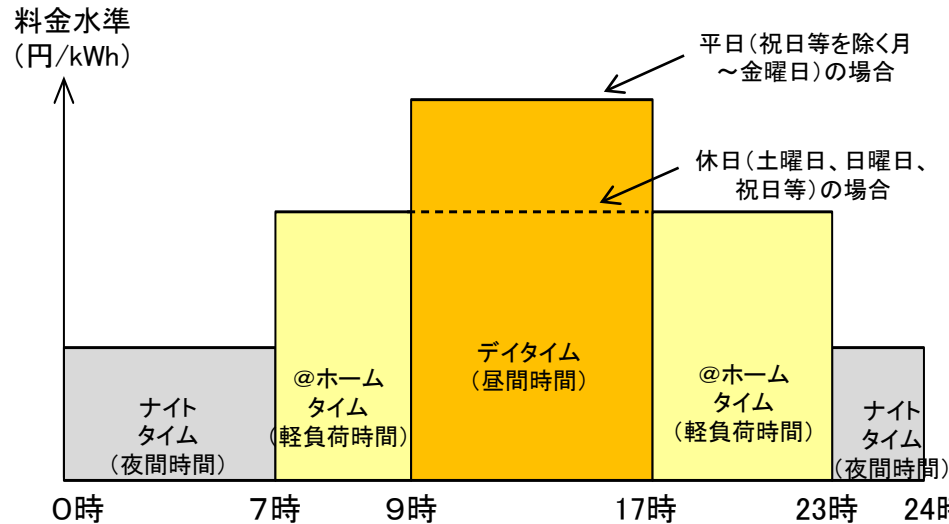
※料金には、消費税等相当額を含みます。

9. 規制部門の料金(選択約款の変更)

【3時間帯別電灯のご加入条件の一部変更について】

- 3時間帯別電灯は、時間帯によって異なる電力量料金単価を設定することにより、割安な時間帯に電気のご使用を移行していただくことで、電気料金の低減が可能になるメニューです。
- 今回、より多くのお客さまにお選びいただけるよう、ご加入条件の一部を変更(「夜間蓄熱型機器等の保有」を廃止)いたします。

(円/月、円/kWh)



			旧料金	新料金
基本料金	6kVA以下の場合		1,512.00	1,512.00
	6kVAをこえる場合	最初の10kVAまで	2,160.00	2,160.00
		上記をこえる1kVAにつき	280.80	280.80
電力量料金	デイトタイム (昼間時間)		35.06	35.61
	@ホームタイム (軽負荷時間)		24.58	25.43
	ナイトタイム (夜間時間)		12.34	13.45

※旧料金および新料金には、消費税等相当額を含みます。

※旧料金には、平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含みます。

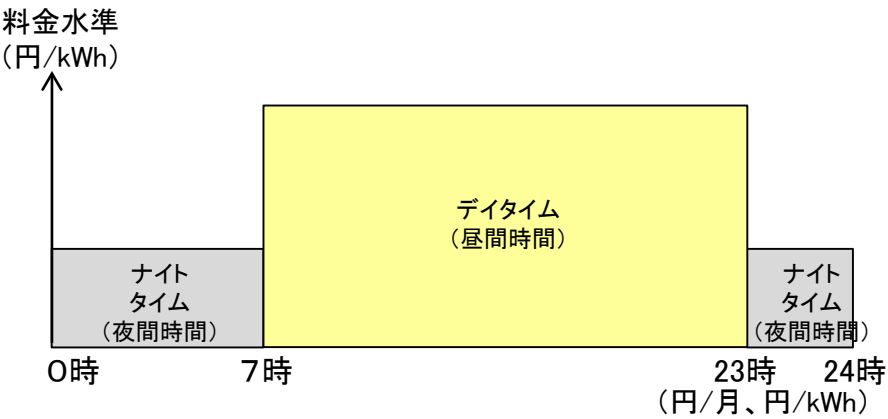
【全電化住宅割引・5時間通電機器割引・通電制御型機器割引および第2深夜電力について】

- 全電化住宅割引(3時間帯別電灯)、5時間通電機器割引(3時間帯別電灯・時間帯別電灯)、通電制御型機器割引(3時間帯別電灯・時間帯別電灯・低圧深夜電力B・沸増型電気温水器契約)および第2深夜電力の新規ご加入を停止いたします。
(既にご加入済みのお客さまにつきましては、引き続きご利用いただけます。)
- 新規ご加入の停止は、お客さまへの十分な周知期間を設けるため、以下のとおりいたします。
 - 全電化住宅割引 : 平成28年3月31日をもちまして加入停止とさせていただきます。
 - 5時間通電機器割引・通電制御型機器割引および第2深夜電力 : 平成27年3月31日をもちまして加入停止とさせていただきます。

- 季節や時間帯によって異なる電力量料金単価を設定することにより、割安な時間帯に電気のご使用を移行していただくことで、電気料金の低減が可能になるメニューです。

時間帯別電灯

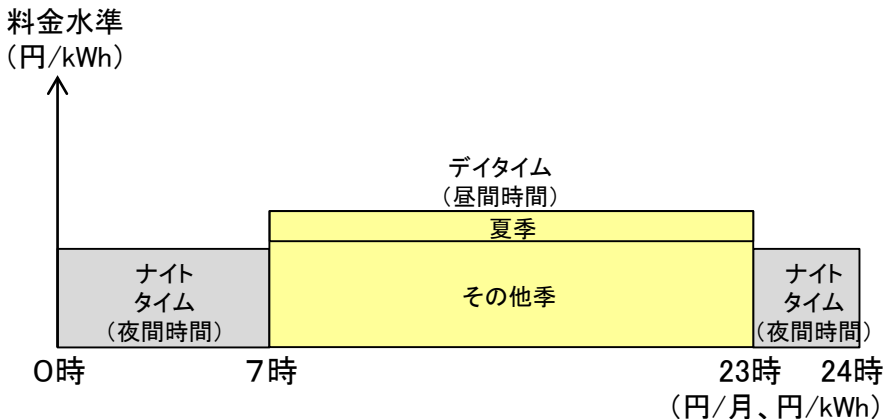
※電気のご使用をナイトタイムに移行していただくことで電気料金の低減が可能になるメニューです。



			旧料金	新料金
基本料金	6kVA以下の場合		1,296.00	1,296.00
	6kVAをこえる場合	最初の10kVAまで	1,944.00	1,944.00
		上記をこえる1kVAにつき	280.80	280.80
電力量料金	デイトタイム (昼間時間)	～90kWh	24.03	24.16
		91～230kWh	29.02	29.32
		231kWh～	30.85	32.40
	ナイトタイム (夜間時間)		12.34	13.45

低圧季節別時間帯別電力

※業務用エアコンや工場のモーターなどの動力をお使いのお客さま向けの時間帯別料金メニューで、電気のご使用をナイトタイムに移行していただくことで電気料金の低減が可能になるメニューです。



			旧料金	新料金
基本料金	最初の3kWまで	1契約につき	3,564.00	3,564.00
	上記をこえる1kWにつき		1,123.20	1,123.20
電力量料金	デイトタイム (昼間時間)	夏季	16.06	17.67
		その他季	14.85	15.78
	ナイトタイム (夜間時間)		12.34	13.45

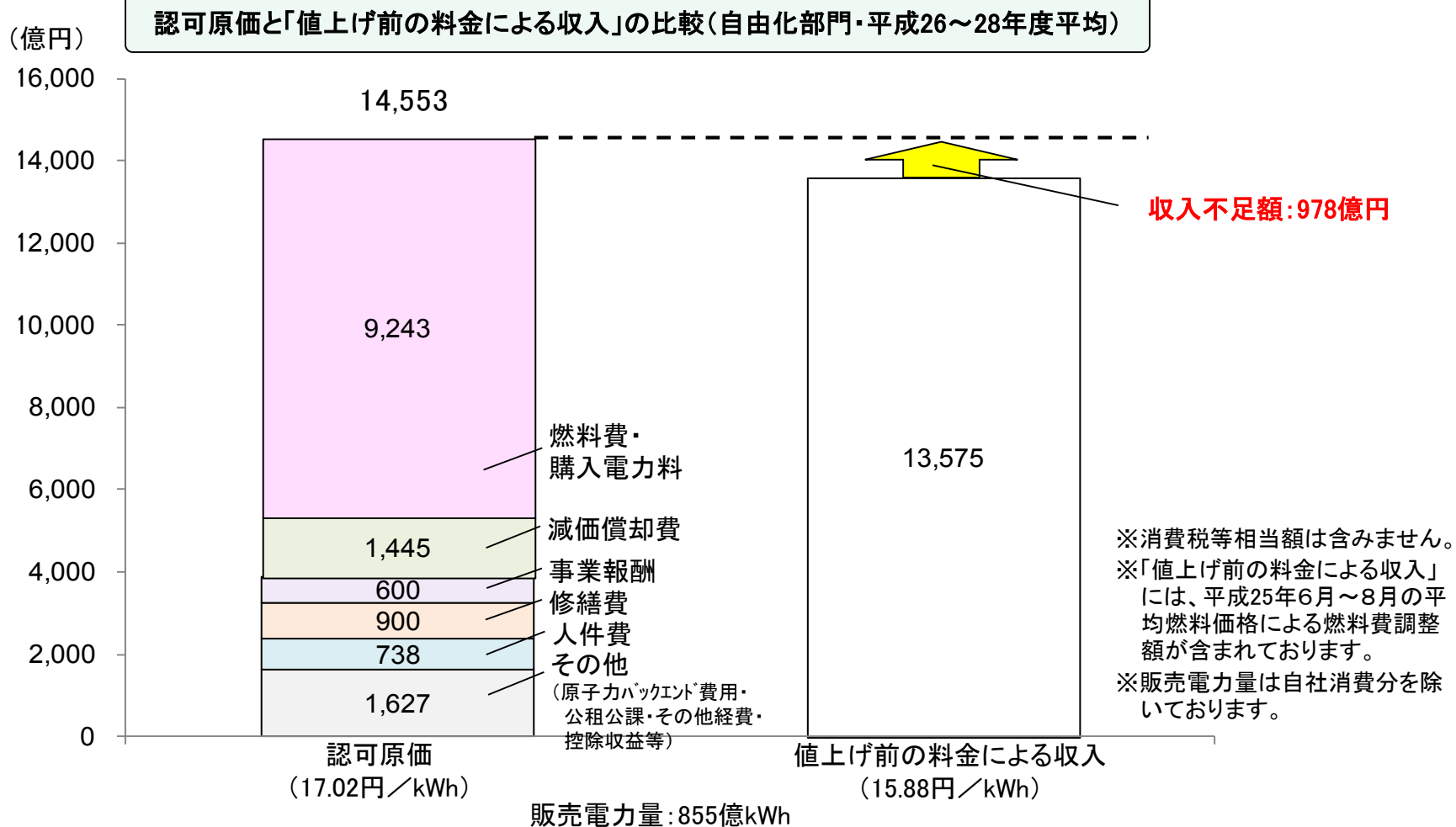
※夏季は7/1～9/30、その他季は10/1～翌年6/30。

※旧料金および新料金には、消費税等相当額を含みます。
※旧料金には、平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含みます。

10. 認可原価および収入(自由化部門)

30

- 自由化部門に対応する認可原価額は平成26～28年平均で1兆4,553億円となります。一方、原価算定期間において、値上げ前の料金を継続した場合の収入は1兆3,575億円となる見込みであり、年平均978億円の収入不足が発生することとなります。
- そのため、お客さまにはご負担をおかけすることとなり、誠に申し訳ありませんが、自由化部門で平均1.14円/kWh(7.21%)の値上げをお願いいたします。
- なお、平成26年4月1日より申請時点の原価に基づく値上げをお願いしておりますが、今回の認可された原価に基づき値上げ幅を見直しいたします。



11. 自由化部門の料金(値上げ内容の見直し)

31

- 自由化部門のお客さまの電気料金につきましては、当初お願いしておりました値上げ単価から、認可後の原価に基づき見直しのうえ、4月の検針日(計量日)以降の電気料金を見直し後の料金単価で算定し、請求させていただきます。
- 4月1日から4月の検針日(計量日)の前日までのご使用分は、見直し前の料金単価で算定のうえ、請求させていただきますが、今回の見直し後の料金単価との差額相当額を、5月分電気料金にてお返しいたします。
- なお、検針日が毎月初日のお客さまにつきましては、4月1日以降の電気料金を見直し後の料金単価で算定させていただくため、差額相当額は発生いたしません。

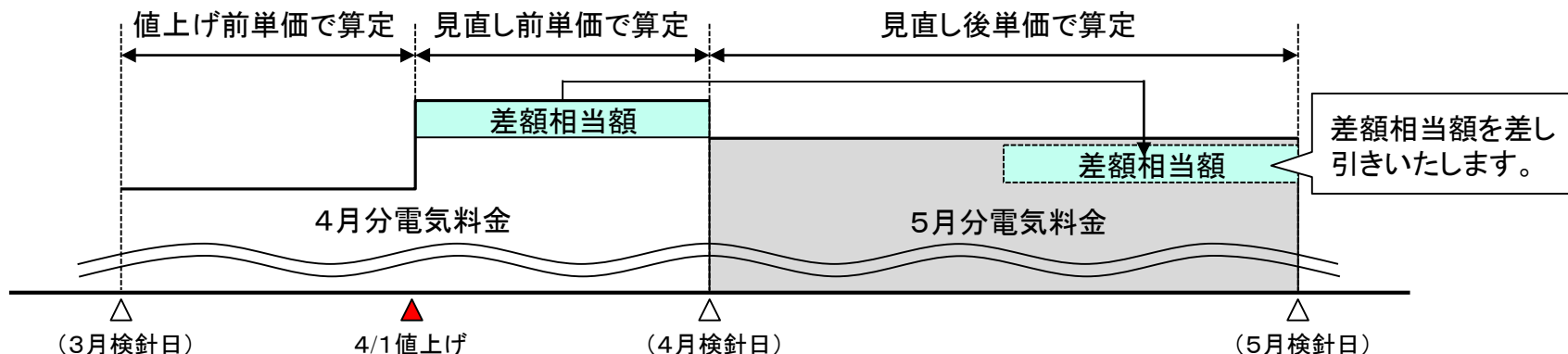
○値上げ単価

	見直し前(A)	見直し後(B)	差分(B-A)
特 別 高 圧	1. 39円/kWh	1. 19円/kWh	▲0. 20円/kWh
高 圧	1. 42円/kWh	1. 21円/kWh	▲0. 21円/kWh

※上記の単価は、消費税率5%の場合の値であり、実際の料金には消費税率の変更分を反映いたします。

※特別高圧と高圧の値上げ単価差は、送電ロスの差によるものです。

○電気料金のイメージ



○差額相当額の算定式

$$\text{差額相当額} = \text{4月1日から4月の検針日前日までのご使用電力量(kWh)} \times \text{差額相当単価}$$

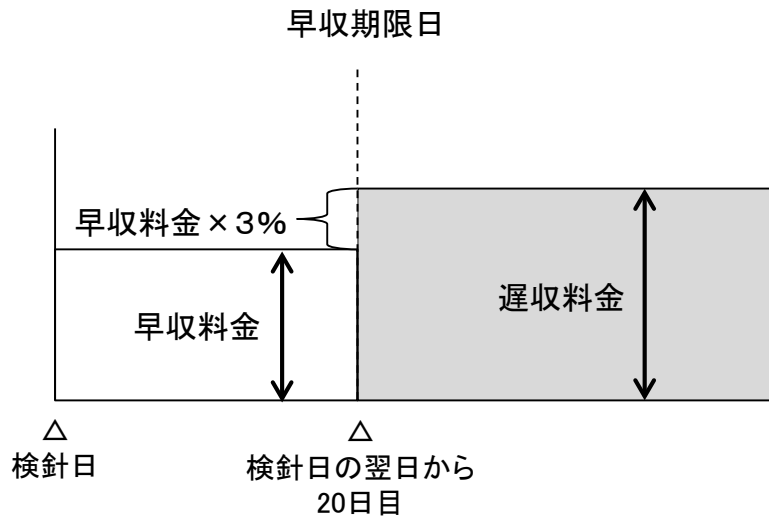
※差額相当単価は、「見直し前の料金単価」と「見直し後の料金単価」の差分です。

12. 料金のお支払い制度の変更

- お客さまからのご意見、ご要望を踏まえ、これまでの「早遅収料金制度」を廃止し、規制部門のお客さまは平成26年5月分の電気料金から、自由化部門のお客さまは平成26年4月分の電気料金から「延滞利息制度」を導入いたします。

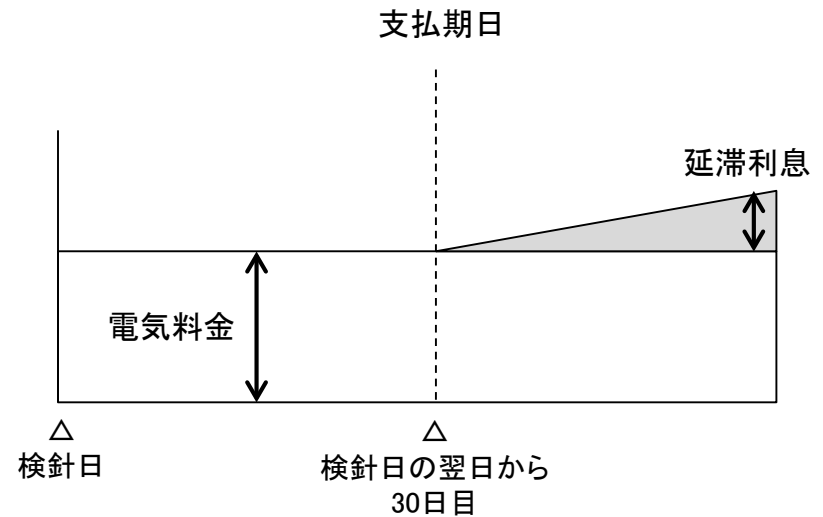
現行：早遅収料金制度

- 料金を早収期限日（検針日の翌日から20日目）までにお支払いいただく場合は早収料金を、早収期限日を経過してお支払いいただく場合は、早収料金に一律3%を加算した料金をいただく制度です。



変更後：延滞利息制度

- 料金を支払期日（検針日の翌日から30日目）を経過してお支払いいただく場合に、その経過の日数に応じて年利10%（1日当たり約0.03%）の率で算定した延滞利息をいただく制度です。



※規制部門のお客さまにつきましては、支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息はいただきません。

13. 燃料費調整の前提諸元①

33

- 今回の値上げに合わせて、燃料費調整の前提諸元についても、発電構成や燃料価格の変更に伴い、見直しを実施しております。
- 火力発電の燃料消費数量の増加により、基準単価は現行より大きくなっており、価格の変動に伴う燃料費調整の調整幅は現行より大きくなります。
- また、水力発電電力量の想定手法に対する修正指示を受け、火力発電電力量の計画についても見直しております。その結果、燃料費調整の算定諸元が、申請時点から変更となります。

			新料金 【A】	旧料金 【B】	差引【A－B】	【参考】 申請時
基準燃料価格		円／kℓ	45,900	29,500	16,400	45,900
換算係数	α	—	0.0275	0.0445	▲ 0.0170	0.0276
	β	—	0.4792	0.4282	0.0510	0.4796
	γ	—	0.4275	0.5104	▲ 0.0829	0.4263
基準単価(税抜・平均)		円／kWh	0.205	0.172	0.033	0.205

※実際の基準単価は電圧により異なります。

新料金(税込:消費税率8%)⇒低圧:0.229円／kWh、高圧:0.219円／kWh、特別高圧:0.216円／kWh

【各諸元等の算定】

①基準燃料価格(45,900円／kℓ)

- 基準燃料価格とは、料金設定の前提である原油・LNG・石炭の燃料価格(平成25年6～8月の貿易統計価格)の加重平均値で、燃料費調整における価格変動の基準となるものです。
- 具体的には、各燃料の熱量構成比に原油換算係数を加味した係数(α 、 β 、 γ)を算定し、以下のとおり算定します。

$$\begin{array}{lcl}
 \text{【算定式】} & 65,706\text{円}/\text{k}\ell \times 0.0275 & + \quad 82,406\text{円}/\text{t} \times 0.4792 & + \quad 10,702\text{円}/\text{t} \times 0.4275 & = & 45,900\text{円}/\text{k}\ell \\
 & \text{原油価格} & \alpha & \text{LNG価格} & \beta & \text{石炭価格} & \gamma
 \end{array}$$

②基準単価(0.205円／kWh)

- 基準単価は、平均燃料価格が1,000円／kℓ変動した場合の電力量1kWh当たりの変動額です。
- 具体的には、当社の火力発電の燃料消費数量(原油換算kℓ)をもとに、以下のとおり算定します。

$$\begin{array}{lcl}
 \text{【算定式】} & 77,543\text{千}\text{k}\ell & \times & 1,000\text{円}/\text{k}\ell & \div & 378,610.9\text{百万}\text{kWh} & = & 0.205\text{円}/\text{kWh} \\
 & \text{燃料消費数量(原油換算)} & & & & \text{総販売電力量} & & \text{基準単価}
 \end{array}$$

13. 燃料費調整の前提諸元②

③平均燃料価格

- 平均燃料価格とは、毎月の原油・LNG・石炭の貿易統計価格の加重平均値(前述の $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ で加重)であり、毎月変動いたします。
- 具体的には、原油・LNG・石炭の実績貿易統計価格(3～5か月前の平均)に $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ をそれぞれ乗じて合計し算定します。

④毎月の燃料費調整

- 毎月変動する平均燃料価格と基準燃料価格との差に基準単価(税込)を乗じて燃料費調整単価を算出します。
(低圧で供給を受けるお客さまの場合の算定例)

$$[\text{算定式}] \quad \left(\frac{\text{〇〇〇円/kℓ} - 45,900\text{円/kℓ}}{\text{毎月の平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}} \right) \div 1,000\text{円/kℓ} \times 0.229\text{円/kWh} = \text{毎月の燃料費調整単価}$$

基準単価(消費税率8%の場合)

- この燃料費調整単価をお客さまのご使用量に乗じた金額が毎月の燃料費調整額になります。

(参考) 換算係数(α 、 β 、 γ)の算定方法

	熱量構成比 a	原油換算係数 b	換算係数 c=a×b	
原油	0.0275	1.0000	0.0275	・・・ α
LNG	0.6849	0.6996	0.4792	・・・ β
石炭	0.2876	1.4864	0.4275	・・・ γ
合計	1.0000	—	—	

※原油換算係数 LNG: 1ℓ当たりの原油発熱量(38.2MJ) ÷ 1kg当たりのLNG発熱量(54.6MJ)
 石炭: 1ℓ当たりの原油発熱量(38.2MJ) ÷ 1kg当たりの石炭発熱量(25.7MJ)

14. 平成26年5月分の燃料費調整単価

35

- 平成26年5月分の電気料金に適用する燃料費調整単価は以下のとおりとなります。
- 規制部門のお客さまにつきましては、平成26年4月30日までのご使用分には値上げ前の電気供給約款等に基づく燃料費調整単価を、平成26年5月1日以降のご使用分には値上げ後の電気供給約款等に基づく燃料費調整単価を適用いたします。

平成26年5月分電気料金の燃料費調整単価

○規制部門のお客さま

	平成26年4月30日までのご使用分	平成26年5月1日以降のご使用分
平均燃料価格	46,500円／kℓ (44,300円／kℓ)	48,900円／kℓ
燃料費調整単価 【低圧供給の場合】	2円86銭／kWh	69銭／kWh

※()内は、燃料費調整単価の算定における平均燃料価格

○自由化部門のお客さま

平均燃料価格		48,900円／kℓ
燃料費調整単価	特別高圧供給の場合	65銭／kWh
	高圧供給の場合	66銭／kWh

※燃料費調整単価には、消費税等相当額を含みます。

※平均燃料価格は、平成25年12月～平成26年2月の貿易統計に基づき算定しております。

15. 主なご契約メニューのお支払い額

36

- 5月1日以降のご使用分から、今回の料金値上げおよび申請時からの燃料価格の上昇分を電気料金に反映いたします。
- また、5月分のお支払い額から消費税率の変更、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金の変更が反映されます。そのため、規制部門における主なご契約メニューの4月分と5月分のお支払い額の差額は以下のとおりとなります。
- なお、5月分のお支払い額は、一月を通じて新料金を適用した場合の金額であり、実際には、4月30日までは旧料金を、5月1日以降は新料金をそれぞれ適用し日割計算いたします。

契約種別	1か月のご使用量	お支払い額			差額			
		4月分 税率5%	5月分 税率8%		料金		再エネ賦課金・ 太陽光付加金 の変更	消費税率の 変更
					認可原価に 対応する値上げ	燃料費調整		
従量電灯B 30アンペア	300kWh	7,568円	8,225円	657円 (8.7%)	163円 (2.2%)	171円 (2.3%)	108円 (1.4%)	215円 (2.8%)
従量電灯C 12キロボルトアンペア	1,000kWh	28,029円	31,360円	3,331円 (11.9%)	1,605円 (5.7%)	570円 (2.0%)	360円 (1.3%)	796円 (2.8%)
3時間帯別電灯 10キロボルトアンペア 〔通電制御型蓄熱式機器 2kVA〕	760kWh 〔デイ 78kWh @ホーム 296kWh ナイト 386kWh〕	15,755円	17,548円	1,793円 (11.4%)	644円 (4.1%)	433円 (2.7%)	273円 (1.7%)	443円 (2.8%)
低圧電力 8キロワット 〔力率 90%〕	530kWh	15,909円	17,375円	1,466円 (9.2%)	525円 (3.3%)	302円 (1.9%)	190円 (1.2%)	449円 (2.8%)

※()内は、4月分のお支払い額からの影響率を示しております。

※平成26年4月1日以降に新しく電気のご使用を開始されるお客さまの4月分のお支払い額につきましては、開始当初から消費税率8%の料金が適用されます。

※低圧電力のお支払い額は、「その他季」の電力量料金単価で算定しております。

※お支払い額は、当該月分の燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を含みます。

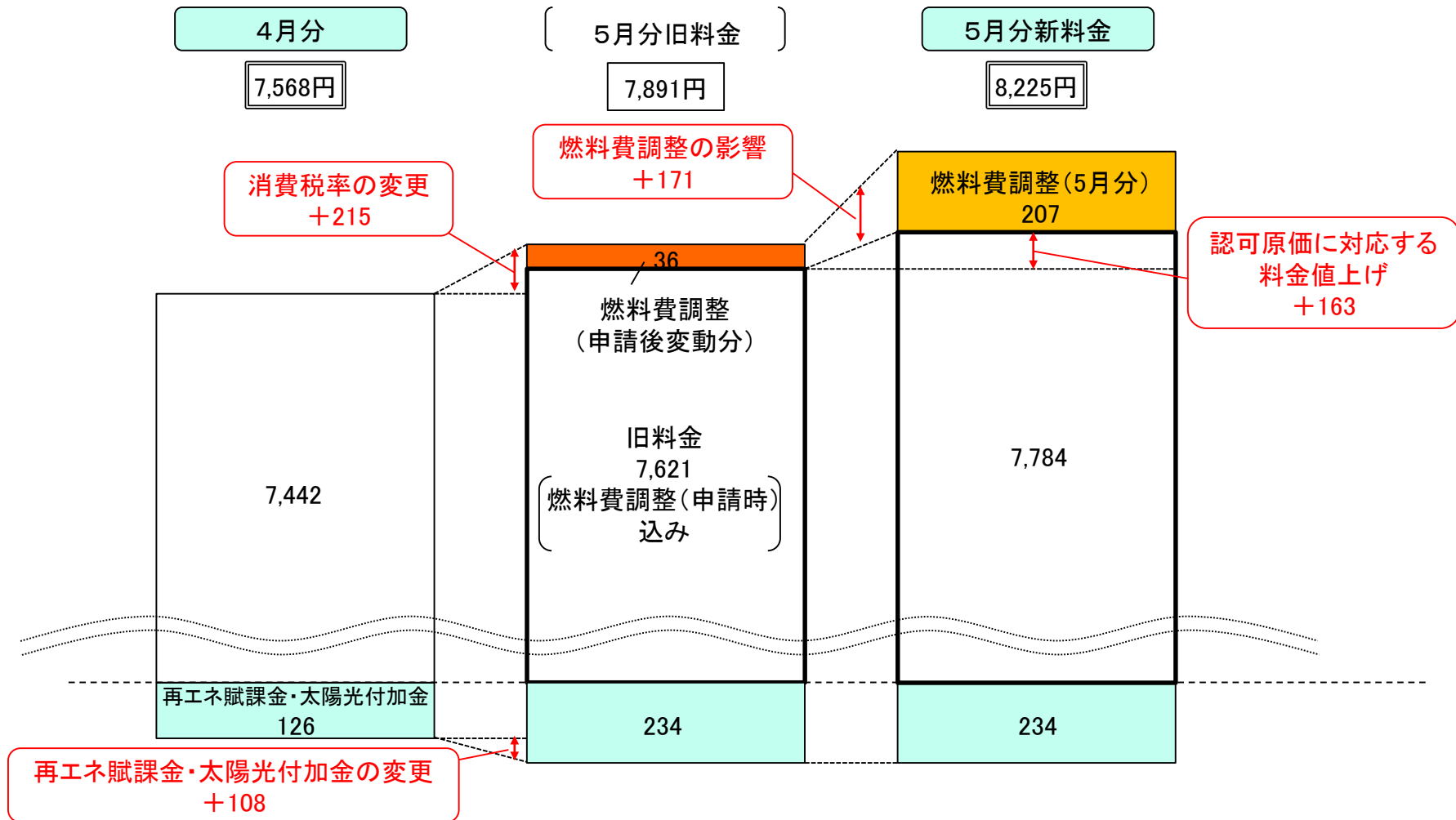
※燃料費調整額は、4月分は旧基準に基づく平成25年11月～平成26年1月の平均燃料価格をもとに、5月分は新基準に基づく平成25年12月～平成26年2月の平均燃料価格をもとにしております。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金は、4月分は35銭/kWh、5月分は75銭/kWh、太陽光発電促進付加金は、4月分は7銭/kWh、5月分は3銭/kWhでそれぞれ算定しております。

※従量電灯B、従量電灯Cおよび3時間帯別電灯は、口座振替初回引落とし割引を反映しています。また、3時間帯別電灯には、全電化住宅割引および通電制御型蓄熱式機器割引を反映しています。

【参考】従量電灯B（30A、300kWh/月）のお支払い額について

37



約款料金
消費税率
燃料費調整
再エネ賦課金
太陽光付加金

旧料金
5%
2円78銭/kWh
35銭/kWh
7銭/kWh

旧料金
8%
2円86銭/kWh (申請時より+12銭/kWh)
75銭/kWh
3銭/kWh

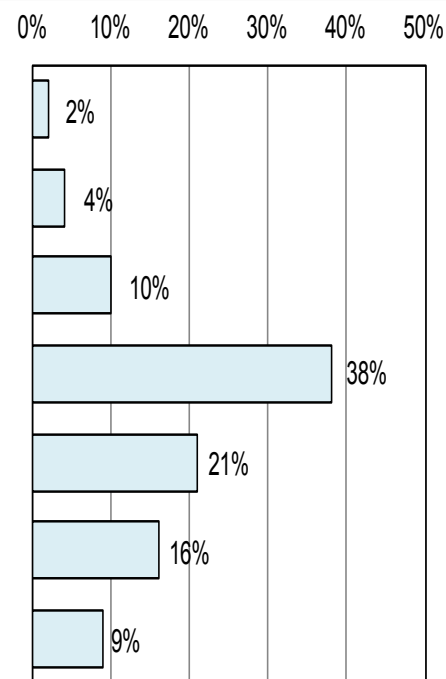
新料金
8%
69銭/kWh
75銭/kWh
3銭/kWh

16. 従量電灯Bのお支払い額

- 5月1日以降のご使用分から、今回の料金値上げおよび申請時からの燃料価格の上昇分を電気料金に反映いたします。
- また、5月分のお支払い額から消費税率の変更、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金の変更が反映されます。そのため、ご家庭等で最も多くご契約いただいている従量電灯Bにおける、ご使用量ごとの4月分から5月分のお支払い額の差額は以下のとおりとなります。
- なお、5月分のお支払い額は、一月を通じて新料金を適用した場合の金額であり、実際には、4月30日までは旧料金を、5月1日以降は新料金をそれぞれ適用し日割計算いたします。

契約 アンペア	1か月の ご使用量	お支払い額		差額				
		4月分 税率5%	5月分 税率8%		料金		再エネ賦課金・ 太陽光付加金 の変更	消費税率 の変更
					認可原価に 対応する値上げ	燃料費調整		
10A	50kWh	1,232円	1,333円	101円 (8.2%)	20円 (1.6%)	29円 (2.4%)	18円 (1.5%)	34円 (2.8%)
15A	90kWh	2,178円	2,359円	181円 (8.3%)	36円 (1.7%)	51円 (2.3%)	32円 (1.5%)	62円 (2.8%)
20A	150kWh	3,651円	3,961円	310円 (8.5%)	67円 (1.8%)	86円 (2.4%)	54円 (1.5%)	103円 (2.8%)
30A	230kWh	5,867円	6,365円	498円 (8.5%)	118円 (2.0%)	131円 (2.2%)	82円 (1.4%)	167円 (2.8%)
40A	340kWh	8,869円	9,683円	814円 (9.2%)	246円 (2.8%)	193円 (2.2%)	123円 (1.4%)	252円 (2.8%)
50A	430kWh	11,457円	12,612円	1,155円 (10.1%)	431円 (3.8%)	245円 (2.1%)	154円 (1.3%)	325円 (2.8%)
60A	520kWh	14,045円	15,544円	1,499円 (10.7%)	617円 (4.4%)	296円 (2.1%)	187円 (1.3%)	399円 (2.8%)

○ご契約のアンペア別のシェア
(平成24年度実績)



※()内は、4月分のお支払い額からの影響率を示しております。

※平成26年4月1日以降に新しく電気のご使用を開始されるお客さまの4月分のお支払い額につきましては、開始当初から消費税率8%の料金が適用されます。

※お支払い額は、当該月分の燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を含みます。

※燃料費調整額は、4月分は旧基準に基づく平成25年11月～平成26年1月の平均燃料価格をもとに、5月分は新基準に基づく平成25年12月～平成26年2月の平均燃料価格をもとにしております。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金は、4月分は35銭/kWh、5月分は75銭/kWh、太陽光発電促進付加金は、4月分は7銭/kWh、5月分は3銭/kWhでそれぞれ算定しております。

※お支払い額は、口座振替初回引落とし割引を反映しています。

- ご家庭など規制部門のお客さまには、値上げの実施概要や値上げによる影響額等について、当社ホームページや新聞広告にてお知らせする他、チラシの全戸配布等により、申請時に引き続き、幅広くお知らせしてまいります。
- また、お客さま訪問時等、あらゆる機会を通じてお客さまへ丁寧にご説明してまいります。
- さらに、各種団体の皆さまへの丁寧なご説明に努めてまいります。

ご家庭などのお客さま	● チラシの全戸配布、ダイレクトメールや新聞広告により、お客さまへ幅広くお知らせしてまいります。 ● 当社ホームページにおいて、詳細な情報提供を行うとともに、お客さまご自身で値上げ影響額を試算することができるツールやご契約メニューを変更した場合の電気料金を比較することができるツール、節電・省エネ方法とその効果の目安を確認することができるツールをご紹介します。
各種団体さま	● 自治体さま・消費者団体さまなどの各種団体さまへの訪問等により、丁寧にご説明してまいります。
お問い合わせへの対応	● 値上げに関するご意見・ご要望等の専用窓口（電気料金値上げに関する専用ダイヤル）を設置し、お問い合わせに対して丁寧にお応えしてまいります。

- 自由化部門の全てのお客さまに、訪問や文書の郵送等により、電気料金値上げの見直し内容や影響額等についてお知らせしてまいります。

契約電力500kW未満のお客さま	● 文書の郵送、電話や訪問等を通じて、電気料金値上げの見直し内容や影響額等をお知らせしてまいります。 ● 「電気料金値上げに関する高圧お客さま専用ダイヤル」を設置し、お問い合わせに対して丁寧にお応えしてまいります。
契約電力500kW以上のお客さま	● 全てのお客さまを訪問し、電気料金値上げの見直し内容や影響額等をご説明してまいります。
共 通	● 当社ホームページにおいて、詳細な情報提供を行うとともに、「電気料金照会サービス」や「料金プラン試算サービス」等、お客さまのお役に立つツールの提供や、電気を効率よくお使いいただくための節電・省エネ方法をご紹介します。

- 当社ホームページにおいて、契約メニュー変更によるシミュレーション等、お客さまのお役に立つツールをご紹介します。
- また、電気を効率よくお使いいただくための節電・省エネ方法についてもご紹介しております。

◆電気料金に関するお役立ちツールのご紹介

- 値上げによる影響額をお客さまご自身で確認いただける「値上げ影響額シミュレーション」やご契約メニューを変更した場合の電気料金をお客さまご自身で比較することができる「ご契約メニュー比較シミュレーション」を提供しております。
 - 「Club KatEne[クラブ カテエネ](※)」にて、お客さまの当月の電気料金詳細や過去のご使用量を確認いただくことや電気料金確定のお知らせメールを受け取ることができるサービスを提供しております。
※会員登録が必要となります。(登録無料)
- (例)ご契約メニュー比較シミュレーション

月	使用量	単価	月	使用量	単価
1月	450	kWh	7月	340	kWh
2月	394	kWh	8月	389	kWh
3月	360	kWh	9月	306	kWh
4月	365	kWh	10月	266	kWh
5月	269	kWh	11月	314	kWh
6月	260	kWh	12月	423	kWh

合計：4,066,000円

◆節電・省エネに関するお役立ち情報のご紹介

- 電気機器ごとの具体的な節電・省エネ方法をご紹介します。
- お客さまご自身で省エネ効果の目安を確認いただける「省エネ効果シミュレーション」を提供しております。

(例)省エネ効果シミュレーション

1. お客さまのご契約種別をお選びください。(注)申請単価での試算になります。

2. 省エネの取り組み項目にチェックを入れていただくと、年間の節電効果(消費電力量)と、その節約金額がご契約に応じて表示されます。

照明器具

照明器具	消費電力量(kWh)	単価
白熱電球(100W)1灯	1.0	100円
省エネ電球(100W)1灯	0.5	50円
LED電球(100W)1灯	0.2	20円

◆お問い合わせ窓口

【中部電力ホームページ】 パソコン・スマートフォンサイト : <http://www.chuden.co.jp/>
【中部電力ホームページ(家庭のお客さま向け:「Club KatEne[クラブ カテエネ]」)】 : <https://it-www.chuden.co.jp/UI11A0/uikr01a00.do>
【電気料金値上げに関する専用ダイヤル】 0120-922-187
受付時間 : 月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 (日曜・祝日はお休みとさせていただきます)

- 当社ホームページにおいて、「電気料金照会サービス」や「料金プラン試算サービス」等、お客さまのお役に立つツールをご紹介します。
- また、当社ホームページやリーフレット等において、電気を効率よくお使いいただくための節電・省エネ方法をご紹介します。

◆電気料金に関するお役立ちツールのご紹介

- 「BizEne [ビジエネ]」にて、お客さまの過去の電気料金・ご使用量を確認いただける「電気料金照会サービス(※)」や、ご契約メニューを変更した場合の電気料金をお客さまご自身で比較することができる「料金プラン試算サービス(※)」を提供しております。

※会員登録が必要となります。(登録無料)

(例) 料金プラン試算サービス

試算する リセット

試算結果

お客さまの最適プランは、タイムプランHです。

料金プラン	基本料金(万円/年)	電力量料金(万円/年)	電気料金(万円/年)
高圧プラン	498.98	2040.8	2539.78
高圧プランH	649.12	1768	2417.12
タイムプラン	498.98	1960	2458.98
タイムプランH	649.12	1734.8	2383.92

※上記試算結果は、お客さまにご入力いただいた契約電力等を基に試算しております。
また、契約継続割引割にご加入いただいている場合の割引額、燃料費調整額および太陽光発電促進付加金を含んでおりませんので、実際の電気料金と異なります。

申込書 詳細試算サービスへ

◆節電・省エネに関するお役立ち情報のご紹介

- 「BizEne (ビジエネ)」にて、業種ごとの具体的な節電・省エネ方法等をご紹介します。

(例) 節電方法のご紹介

運用の工夫でできる節電のポイント

空調	冷凍・冷蔵 / 圧縮空気	照明	生産
受変電・コンセント	給湯・衛生	一般動力・排水処理	

【効果が高い節電のポイント①】

空調設定温度の見直し

設定温度を1℃下げると約13%の節電になります。室温は19℃を目安に設定しましょう。
ウォームビズを併用したり、天井扇や扇風機の活用で暖気を循環させて効率よく暖房しましょう。

【効果が高い節電のポイント②】

外気取入量の見直し

冬場の空調機外気取り入れ量を最適化しましょう。
ダンパ調整で外気取り入れ量を最適化しましょう。空調負荷が減り、消費電力を削減できます。

◆お問い合わせ窓口

【中部電力ホームページ】 パソコン・スマートフォンサイト : <http://www.chuden.co.jp/>

【中部電力ホームページ(法人のお客さま向け:「BizEne[ビジエネ]」)】 : <http://bizene.chuden.jp/>

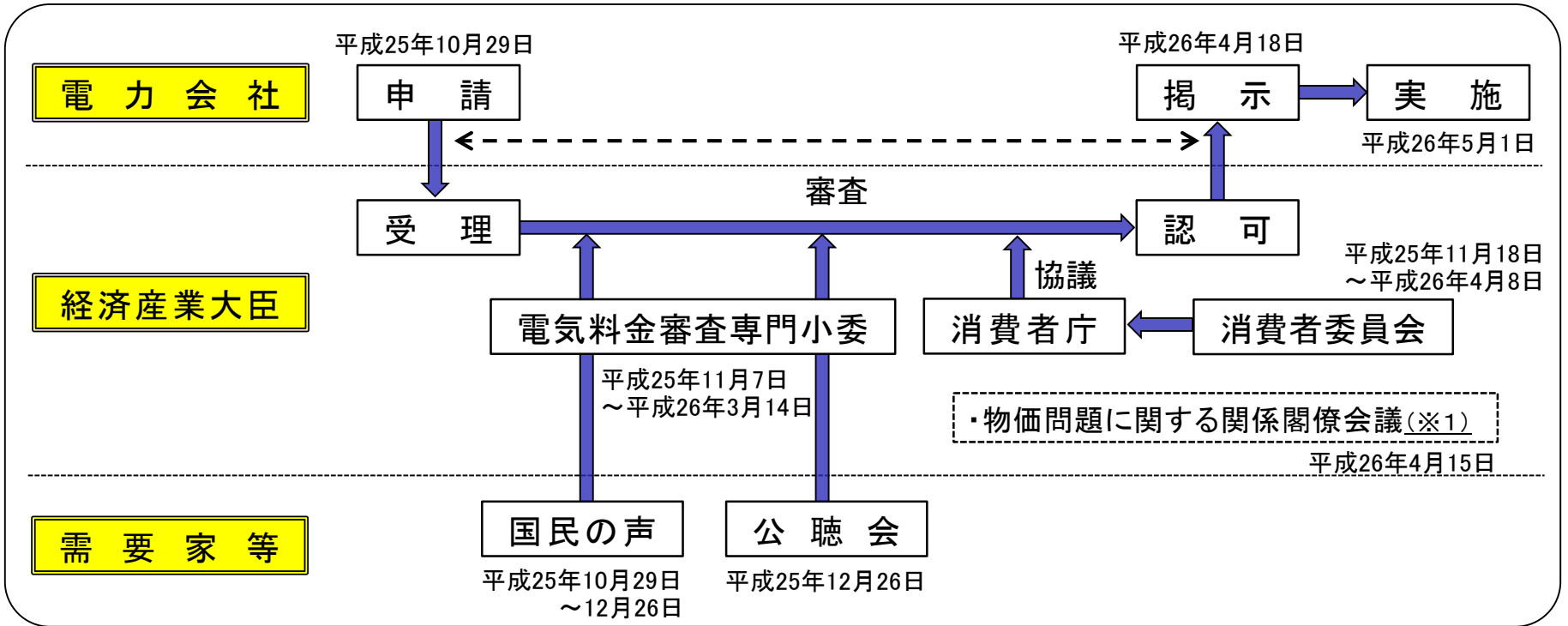
【電気料金値上げに関する高圧お客さま専用ダイヤル】 0120-030-406

受付時間 : 月～金曜日 9:00～18:00 (土曜・日曜・祝日はお休みとさせていただきます)

【参考】電気料金改定手続きの概要

- 10月29日の値上げ申請以降、4月18日に認可をいただくまでのプロセスの概略は、以下のとおりです。
- 値上げ申請後、電気事業法第19条に基づく経済産業大臣の審査や、広くお客さまのご意見を伺う場である公聴会（電気事業法第108条）、関係閣僚会議等を経て、認可を受けております。

料金改定認可プロセス



(※1) 物価問題に関する関係閣僚会議(内閣官房長官が主宰)について

構成員：総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣官房長官